

J A D I S C L O S U R E

ディスクロージャー誌

2024

JA東京みどり



目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	3
個人情報保護方針	3
マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針	4
金融円滑化にかかる基本的方針	4
令和4年度～令和6年度3カ年計画	5
事業の概況	11
社会的責任と貢献活動	14
リスク管理の状況	16
自己資本の状況	19
事業のご案内	20
各種手数料	26
貸借対照表	28
損益計算書	30
注記表	32
剰余金処分計算書	50
部門別損益計算書	51
財務諸表の正確性等にかかる確認	53
会計監査人の監査	53
損益の状況	54
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	55
信用事業	57
共済事業	65
経済事業	67
その他の事業	68
経営諸指標	69
自己資本の充実の状況	70
役員等の報酬体系	82
当組合の組織	83
沿革・歩み	86

JA TOKYO DISCLOSURE

2024

『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域のみなさまに 理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としています。JAは各事業を通じて組合員・地域のみなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域のみなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域のみなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域のみなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA東京みどりへのご理解が一層深まることを願っています。

- * 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
- * 本冊子については、JA東京みどりの決算期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の情報について掲載しております。
- * 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。
- * 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

日頃より当JAの事業にご理解、ご協力を賜わりまして誠にありがとうございます。
日本経済は新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和が進み、経済社会活動の正常化が進みました。当JAでも、各地区で農業祭や産業まつりが開催され、地域の皆様と「収穫」の喜びを共有する機会となりました。

昨年度は、6年ぶりに開催した地区座談会、組織代表者との意見交換会、組合員アンケートなどにより、多くのご意見をいただき、組合員の皆様のご協力により無事終了することができました。内容の一部を広報誌に掲載させていただきました。

さて、世界的なエネルギー・原材料の価格高騰や長引く円安により農業関連でも肥料、飼料、農業資材等の価格が上昇しており、行政による支援措置が行われております。当JAでも組合員の皆様の助成手続の支援作業を実施させていただくとともに、独自に肥料等の価格を抑制した販売を実施して参りました。今後も農業関連資材の価格の動向、行政機関による支援措置の最新の情報を収集して迅速に対応して参ります。

また、金融情勢は、日本銀行のマイナス金利政策が解除され、今後は金利の上昇が予想されます。今年1月からは新NISAが開始しており、当JAにおいても今年度から投資信託の販売を開始いたしました。

このような社会情勢の中、令和4年度第30回の総代会でご決議いただいた、令和4年度から6年度までの3カ年計画、自己改革工程表については、「持続可能な東京農業の確立」・「持続可能な組織基盤の確立」・「不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立」・「都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現」の各目標の達成に向け、管内農業の振興施策や担い手への支援、農地・農業が次世代へ円滑に継承されるよう取組んで参りました。

さらに、地区座談会、各部会との意見交換会、組合員アンケートを実施し、組合員の皆様のご意見を事業に反映するための協議を重ねて参りました。令和6年度は、組合員教養事業、地区運営委員会の設置、農業実践力養成セミナー、女性向けセミナー等に新たに取組んで参ります。そして、都市農地の貸借の円滑化法を活用した農地貸借の相談等により、管内生産緑地の維持保全に努め、管内農業の振興を進めて参ります。

また、店舗・施設等再編整備計画では、第二次再編整備期間(令和5年度～令和10年度)での整備として、国立支店の移転、営業開始を計画することができました。本総代会にご提案させていただき、再編整備の効率化をすすめ、地域農業を支えるJAの経営基盤の確立を図りたいと考えております。

令和5年度の事業実績につきましては、事業計画を上回ることができましたが、更なる経営基盤の強化に向け、今後も組合員の皆様にご協力をいただきながら、店舗・施設等再編整備計画を実行して参ります。

令和6年度も、JA東京みどりの経営方針である、魅力ある組織づくり、信頼される農業協同組合、都市農業の振興を再確認し経営基盤の安定化に努め、女性部、青壮年部並びに支部組織や組合員組織の皆様の声を伺い、役職員が一丸となった事業運営・地域貢献活動に取組み、組合員の皆様から評価されるよう努力して参りますので、皆様の尚一層のご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。重ねて皆様方のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和6年7月

経営方針

経営理念

J A東京みどりの理念

地域社会と一体となり組合員の事業と生活の向上に貢献いたします。

経営方針

- 組合員の魅力ある組織づくりと、活動の活性化をすすめます。
- 組合員との強い絆を再構築し、信頼される協同組合を確立します。
- 安心・安全な農産物の提供と地域農業振興に努めます。

行動基準

- 私たちは、常に初心を忘れず、責任と知識能力を高めます。
- 私たちは、J Aの総合力を発揮し、多様なニーズに役立つサービスを提供します。
- 私たちは、選ばれるJ Aを目指し、常に意識改革と、決意を強く持ち続けます。

経営方針

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

J A東京みどりは、平成28年度より、組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

これまでに「農業者の所得増大」のため管内全地区に農産物直売所やファーマーズセンターを設置し、新たな販路拡大及び直売所利用による地域の活性化に取り組んで参りました。特産品の販路拡大、学校給食への地場産野菜供給なども進めております。また、組合員の農地貸借の要望に応えるため、行政等と連携した体制整備を行っていく計画となっております。

「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、直売等）を通じた「農業振興の応援団の拡大」、「地域住民に向けた収穫体験の実施」、「農業イベントの実施」により、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。

健全経営の為の取組

管内の人口動向はほぼ横ばいですが、正組合員の高齢化や後継者不足による農家の減少が進んでおります。マイナス金利政策は解除されたものの信用事業においては依然として厳しい状況が続いております。また、当J Aの販売品取扱高は5億円前後を推移している状況です。

こうした情勢の中、当J Aとして現状のまま事業改革を進めなかった場合の5年後の成り行きについてシミュレーションを行ったところ、今後収益の減少が予測されており、事業利益の維持・拡大に向けた取組を進める必要があります。

当J Aでは、将来に亘り健全で持続性のある経営を確保するため、次のことに取り組むことで経営基盤強化を図って参ります。

①店舗の老朽化への対処や現在の事業体制の見直しによる経営資源の効率的な活用に向けた「店舗・施設等再編整備計画」の実行

②業務効率化による業務費や各種費用の見直しによる地域振興事業の赤字改善へ向けた「営農・経済事業収支改善計画」の実行

③組合員の総合相談に対応するための職員の知識・能力の向上に向けた「新人事制度」の運用

金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

東京みどり農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 利用目的
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い
当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
6. 第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 開示・訂正・利用停止等
当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
9. 苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京みどり農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

1. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本方針

J A東京みどり（以下「当J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当J Aの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当J Aの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。

2. 当J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当J Aは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当J Aは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 中小企業者等金融円滑化法への対応

1. 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めてまいります。

2. 当J Aは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換し連携に努めます。

6. 当J Aは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

金融円滑化対応にかかる全体の管理体制はこちら

具体的には、1. 組合長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

2. 信用事業担当常勤理事を「金融円滑化管理責任者」として、当J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

3. 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し必要に応じて見直しを行います。

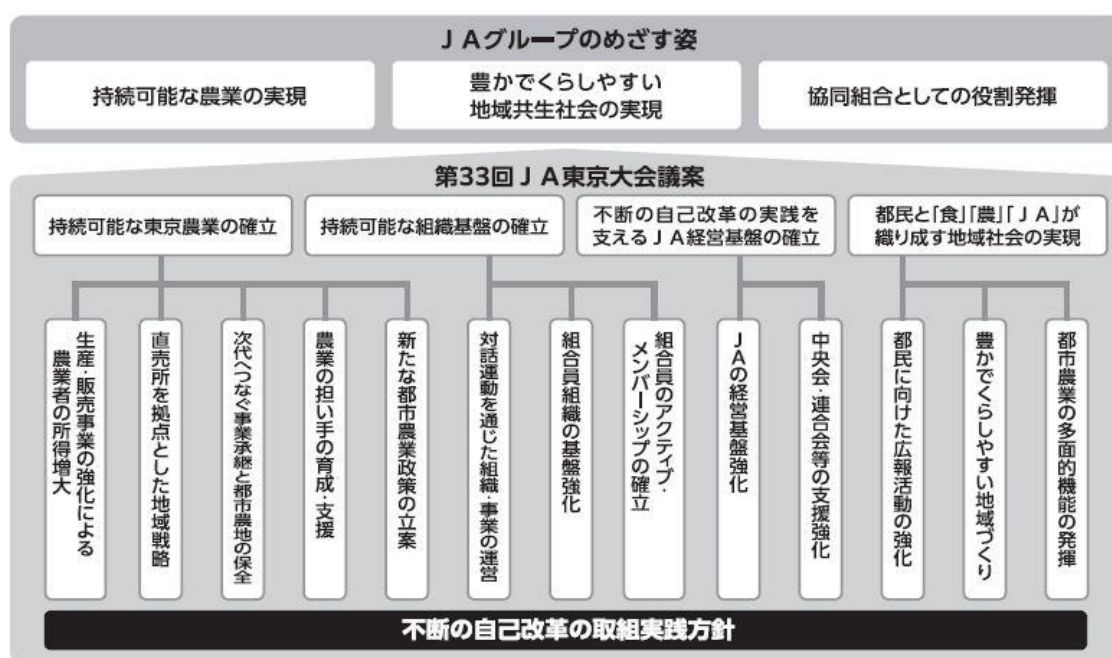
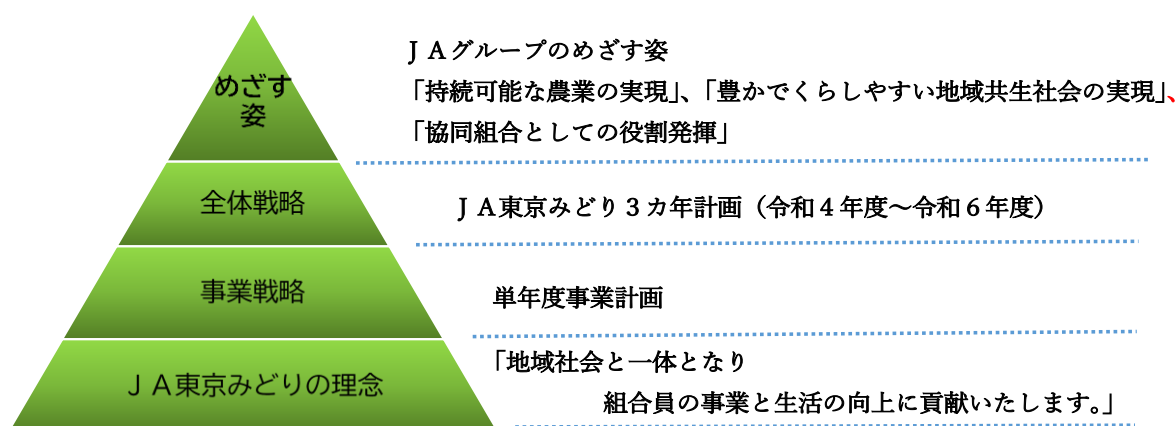
組合員・JA・地域が紡ぐ知恵と創造と協同の輪

～持続可能な農業・地域共生の未来づくり～

1. 策定理由

J A 東京みどりでは、経営理念を基に持続可能な東京農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現に向けて、不断の自己改革を実践するため自己改革実践サイクルを構築するべく、前 3 カ年計画の取り組み成果を検証し、継続して取り組む事項、見直しや新たに取り組む事項を計画いたしました。また新たに自己改革工程表（文書編・数値編）を策定し組合員の農業所得の増大・経営基盤の強化・組合員の意思反映について、3 年間の成果目標の達成に向けて進捗管理を行います。

第 33 回 JA 東京大会で決議された J A グループのめざす姿の実現、東京農業の振興と地域協同組合としての発展、不断の自己改革の実践によるさらなる進化、経営基盤の確立に向けて、以下 12 の重点施策分野、22 の最重点施策、47 の具体的重点施策に取り組みます。



2. 取り組み方策

■持続可能な東京農業の確立

- ・生産・販売事業の強化による農業者の所得増大
 - (1) 営農指導の強化
 - (2) 既存販路の取引拡大と新規販路の開拓
 - (3) 農業者の所得増大に対する取り組み
- ・直売所を拠点とした地域戦略
 - (1) 直売所を核とした地産地消の推進
 - (2) 直売所間のネットワークの構築
- ・次代へつなぐ事業承継と都市農地の保全
 - (1) 相続・事業承継の支援体制強化
 - (2) 都市農業関連諸制度の活用
- ・農業の担い手の育成・支援
 - (1) 農業の担い手の育成・支援の実施
- ・新たな都市農業政策の立案
 - (1) 都市農業の持続可能性を高めるための農政活動の展開

■持続可能な組織基盤の確立

- ・対話運動を通じた組織・事業の運営
 - (1) 組合員との対話運動の継続
- ・組合員組織の基盤強化
 - (1) 青壮年部・女性部・生産部会の活動推進
- ・組合員のアクティブ・メンバーシップの確立
 - (1) 組合員・役職員の学習活動の実践
 - (2) 准組合員の意思を組合運営に反映する取り組み

■不断の自己改革の実践を支える JA 経営基盤の確立

- ・JA の経営基盤強化
 - (1) 持続可能で実効性のある経営戦略の策定
 - (2) コンプライアンス経営に向けた取り組み強化
 - (3) 経営基盤強化を支える人材の確保・育成・活用
 - (4) ITを活用した組合員の利便性向上・業務プロセス・業務量削減に向けた検討

■都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現

- ・都民に向けた広報活動の強化
 - (1) 多様な広報手段の企画・展開
- ・豊かで暮らしやすい地域づくり
 - (1) 地域コミュニティの活性化に向けた活動の展開
 - (2) SDGs の考え方を取り入れた取り組み
- ・都市農業の多面的機能の発揮
 - (1) 都市農業の社会的価値向上に向けた取り組み
 - (2) 市民農園・農業体験等への取り組みや学校給食等を通じた食農教育事業の展開

JA東京みどり自己改革プラン(工程表)令和4年度～令和6年度

組合員・JA・地域が結び知恵と創造と協同の輪
 ～不断の自己改革による更なる進化～
 (～持続可能な農業・地域共生の未来づくり～)

経営理念

地域社会と一体となり組合員の事業と生活の向上に貢献いたします。

ビジョン・目指す姿

「持続可能な農業の実現」「豊かでくらしやすい地域共生社会の実現」「協同組合としての役割発揮」

3年後の成果目標

	(令和3年度実績)	(令和6年度目標)	(令和6年度3月末)
販売品取扱高	531,387千円	⇒ 548,600千円	503,235千円
直売所における地場産農畜産物取扱高	299,481千円	⇒ 306,000千円	270,836千円

評価・改善等

各店舗、イベント開催などを実施し集客率及び売上増大に努めて参りましたが、外部環境により店舗への来店客数が減少し、令和4年度実績に対し販売品販売高(▲0.57%)、地場産農畜産物取扱高(▲0.35%)の減少となりました。引き続き令和6年度以降も直売所売上増加を目指し、イベント等の企画に取組んで参ります。

I 持続可能な東京農業の確立

工程表

進捗管理

重点実施分野	最重点施策	具体的重点施策	業績評価指標・目標値	年度別実施事項及び目標値			令和4年度末		令和5年度末	
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	実績	実績	R3計画達成率	コメント
1. 生産・販売事業の強化による農業者の所得増大	(1) 営農指導の強化	①TAC活動にて組合員のニーズに合った提案・普及を図る	TAC活動訪問回数:3,600回(3年間合計)	1,000回/年間	1,250回/年間(合計2,250回)	1,350回/年間(合計3,600回)	1,117回	1,305回	104.4%	東京都補助事業の申請サポート、農産物生産障害、病害虫防除、栽培方法、有畜鳥獣対策、生産履歴システム等について相談・対応の他、営農サポート事業及び農業機械貸出事業を周知いたしました。
		②営農相談に対応できる職員の育成	技術・知識の習得 狩猟免許試験合格者:6人増 毒物動物取扱責任者試験合格者:6人増	研修会の検討・実施 狩猟免許試験合格者:2人増	研修会の検討・実施 狩猟免許試験合格者:2人増	研修会の検討・実施 狩猟免許試験合格者:2人増	0人	4人	200%	4名合格
		③JAタウンを活用したインターネット販売の拡大	「JAタウン」の販売注文数:270件(3年間合計)	80件/年間	90件/年間(合計170件)	100件/年間(合計270件)	126件	101件	112.2%	夏季の猛暑による関係で、2～3月に販売予定であった「うど」の注文体制が整わず、前年度を下回る結果となりました。
	(2) 既存販路の取引拡大と新規販路の開拓	①JAタウンを活用したインターネット販売の拡大	「JAタウン」の販売注文数:270件(3年間合計)	80件/年間	90件/年間(合計170件)	100件/年間(合計270件)	126件	101件	112.2%	夏季の猛暑による関係で、2～3月に販売予定であった「うど」の注文体制が整わず、前年度を下回る結果となりました。
		②新たな販路の開拓として都内ホテル等への野菜の納品や出張販売等の強化を図る	都内ホテル等と継続的な注文・納品の取組を実施 行政と連携し、行政管轄下施設及びイベント会場へ出張販売を実施:60回(3年間合計)	ホテル等への納品	ホテル等への納品	ホテル等への納品	148回	120回	-	夏季の猛暑による農産物の生育不良、天候不順等から、注文に対し対応できずに、前年度を下回る結果となりました。
		③生産資材等のコスト低減への取組	新規低価格商品の取扱いを進めるとともに、既存商品の低価格化を図る:10,500袋(3年間合計)	3,000袋	3,500袋(合計6,500袋)	4,000袋(合計10,500袋)	3,788袋	3,358袋	95.9%	出張販売について、販売体制が整わなかったため行えませんでした。
	(3) 農業者の所得増大に対する取組	①生産資材等のコスト低減への取組	新規低価格商品の取扱いを進めるとともに、既存商品の低価格化を図る:10,500袋(3年間合計)	3,000袋	3,500袋(合計6,500袋)	4,000袋(合計10,500袋)	3,788袋	3,358袋	95.9%	レオグリーン特号 1,877袋 レオユーキル 631袋 エコレット808 850袋
		②農業機械の貸出推進	農業機械貸出回数:105回(3年間合計)	20回/年間	30回/年間(合計50回)	55回/年間(合計105回)	39回	55回	183.3%	ハンマーナイフモア25回、刈払機4回、振動掘り取り機10回、耕転機2回、トラクター7回、平うね整形同時マルチャー7回 合計55回
		③直売所における地場産農畜産物取扱高の増加	各種イベントの開催、給食を含めた外部販売を強化し、地場産農畜産物を周知増加させる。 300,000千円	300,000千円	303,000千円	306,000千円	271,491千円	270,536千円	89.2%	みのーれ立川では、10周年記念イベント等の開催や外部販売の強化に取組み売上向上につなげました。みどりっ子各店では、イベントを企画・実施し販売促進に努めましたが、売上増加につながりませんでした。
2. 直売所を拠点とした地域戦略	(1) 直売所を核とした地域連携の推進	①各直売所会員の加入促進を図る	みのーれ立川・みどりっ子3店舗 会員総数:330人→350人	総会員数:340人	総会員数:345人	総会員数:350人	325人	352人	102.0%	みのーれ立川会員数 184名 みどりっ子3店舗会員数 141名 国立地区農産物直売所会員数 27名
		②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の継続実施	衛生管理計画に基づく管理の実施	衛生管理の実施	衛生管理の実施	衛生管理の実施	継続実施	継続実施	-	各直売所で計画に沿った衛生管理を実施いたしました。
	(2) 直売所間ネットワークの構築	①東京ブランド野菜の販売等、直売所の新たな事業モデルの構築を図る	直売所の集客率の向上につながる取組を実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	継続検討・実施	代替実施	-	JA東京グループ直売所運営協議会並びに直売所WG(ワーキンググループ)で、東京ブランド野菜「とうきょう匠野菜」の事業モデルについて検討・協議を行いました。実施が難しく、代替案としてJA東京グループ直売所合同のイベント「統一フェア」を開催し、東京うどを販売いたしました。
		②JA間取引の継続実施による取引拡大	JA間取引:17JA	15JA	16JA	17JA	15JA	15JA	93.7%	令和5年度は契約締結までに至りませんでした。令和6年度に2JAと契約を締結する予定です。

3. 次代へつなく事業承継と都市農地の保全	(1)相続・事業承継の支援体制強化	①資産管理課(相談窓口)の体制強化、専門知識向上と相談能力の向上、部署間の連携強化 ②農地と資産を守るための事業承継支援、遺言による相続対策、資産活用地の提案業務の強化	推進課等と連携し、組合員の様々な相談に対応できるよう強化する 既に試算を行った方も含め、最新の相続シミュレーションの提案とともに、事業承継のための対策・提案強化、相続シミュレーション120件(3年間合計)	研修会の実施	研修会の実施	研修会の実施	4回	6回	-	資産相談・事業承継相談業務研修会等に参加し、専門知識の向上に努めました。(研修会6回、12名参加)
	(2)都市農業関連申請制度の活用	①特定生産緑地申請受付について、引き続き指定申請支援に取り組む。また、特定生産緑地指定等の農地情報を基に、個別訪問による情報収集、農地把握システムを整理・活用し都市農地賃借相談・富農支援を行う	特定生産緑地指定後、10年後の富農継続可能な有無、後継者有無の把握。都市農地賃借相談を含めた富農継続支援を行う	継続的な支援を行う	継続的な支援を行う	継続的な支援を行う	継続的支援	継続的支援	-	管内5市を訪問し、農地賃借支援に対する取組について情報共有を行いました。
4. 農業の担い手の育成・支援	(1)農業の担い手の育成・支援の実施	①農作業受託体制の充実(富農サポート)	受託作業数:60回(3年間合計)	15回/年間	20回/年間(合計35回)	25回/年間(合計90回)	14回	10回	50%	耕作困難な組合員からの依頼により作業を実施いたしました。作業面積:9,700㎡
		②担い手を対象に農機安全講習会や富農に関する研修会等を開催	講習会・研修会の企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施	5回	-	蔬菜生産部会会員・直売所会員を対象に各地区で環境期対策・秋冬野菜栽培における病害虫防除対策講習会を実施いたしました。計83人参加(JA役職員を含む)
5. 新たな都市農業政策の立案	(1)都市農業の持続可能性を高めるための農政活動の展開	①JA東京グループの農政活動との連携	都市農業の諸課題に対し、JA東京グループの農政活動に参加し要望していく	参加・実施	参加・実施	参加・実施	農業政策・税制改正要望の提出。	6月に提出	-	JA東京中央会を介して、国と東京都へ要望書を提出いたしました。
II 持続可能な組織基盤の確立										
1. 対話運動を通じた組織・事業の運営	(1)組合員との対話運動の継続	①座談会や地区運営委員会を開催し組合員の声を今後の事業や運営に反映する	地区運営委員会の設置	座談会実施	座談会の実施	地区運営委員会の設置	実施	各地区2回開催(合計10回)	-	9月20日から10月17日にかけて、各地区2回座談会を開催し、自己改革の実証状況の説明や意見交換を行いました。(参加者:179人)
		②次世代組合員の育成・支援	組合員全体にアンケート実施	特定生産緑地の指定を受けた組合員を対象にアンケート実施	直売所出荷者・認定農業者を対象に組合員アンケート実施	組合員全体にアンケート実施	企画・検討	回答率:6.96%	-	正・准組合員15,250人に対し、直売所や事業の利用状況等についての組合員アンケートを依頼しました。1,082人より回答をいただきました。(回答率6.96%)
2. 組合員組織の基盤強化	(1)青壮年部・女性部・生産部会の活動推進	①農業後継者に出会いの場を提供する活動の充実を図る	婚活事業の開催:3回(3年間合計)	1回/年間	1回/年間	1回/年間	開催延期	2回	200%	6月3日に北多摩JA合同婚活パーティーを、11月26日にJA東京みどり婚活パーティーをそれぞれ開催いたしました。
		②青壮年部・女性部・生産部会と常勤役員等との意見交換会	意見交換会の開催:10回(3年間合計)	女性部:1回/年間 青壮年部:1回/年間	女性部・青壮年部・蔬菜生産部会・果実生産部会各1回/年間	女性部・青壮年部・蔬菜生産部会・果実生産部会各1回/年間	1回 1回	4回	100%	女性部との意見交換会を12月に1回実施しました。青壮年部との意見交換会、蔬菜生産部会との意見交換会、果実生産部会との意見交換会をそれぞれ1回ずつ1月に実施いたしました。自己改革や各組織の課題等について意見交換を行いました。
		③各生産部会に対し新しい作型、新品種の試験栽培等を推進する	試験栽培の提案及び支援	試験栽培などの実施	試験栽培などの実施	試験栽培などの実施	2品目	1品目	-	蔬菜生産部会に試験栽培の提案を行い、高輪度ニンジンの試験栽培を実施いたしました。
3. 組合員のアップデート・メンバーシップの確立	(1)組合員・役職員の学習活動の実践 (2)准組合員の意思を組合運営に反映する取組	①みどりカレッジ等による次世代組合員の育成	みどりカレッジの実施	公開講座(オープンカレッジ)講演会の実施	公開講座(オープンカレッジ)講演会の実施	みどりカレッジの実施	1回	参加者募集	-	みどりカレッジ(令和6年度～令和7年度)の開催に向け、開催方法や講座内容の検討、受講生の募集を行いました。
		①准組合員を「農業振興の応援団」とした取組の実施	モニターを募集し意見を組合事業に反映する	検討・実施	准組合員モニターの募集	准組合員モニターへアンケート実施	実施	モニター募集実施	-	組合員アンケートにおいて、准組合員モニターへの興味の有無をお伺いしました。興味があると回答された402人にモニター募集案内を送付いたしました。
		②収穫体験付定期積金キャンペーンの実施	ブルーベリー収穫体験付定期積金・みかん狩り体験付定期積金等の実施:630人(3年間合計)	収穫体験参加者年間200人	収穫体験参加者年間210人(合計410人)	収穫体験参加者年間220人(合計630人)	318人	216人	102.8%	ブルーベリー収穫体験付定期積金・みかん狩り体験付定期積金を実施いたしました。
		③年金友の会会員の募集・イベントの開催	年金友の会日帰り旅行の実施:900人(3年間合計)	旅行参加者年間290人	旅行参加者年間300人(合計590人)	旅行参加者年間310人(合計900人)	開催中止	開催中止	-	年度当初の計画時期において、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮して、日帰り旅行を実施いたしませんでした。
		④年金ご紹介キャンペーンにて管内の野菜配付を実施	新規年金受給者と、その紹介者に野菜セットのプレゼントを実施:630件(3年間合計)	野菜配付年間200件	野菜配付年間210件(合計410件)	野菜配付年間220件(合計630件)	256件	219件	104.2%	年金紹介者61件・新規受給者158件に野菜配付を行いました。

Ⅲ.不斯の自己改革の實踐を支えるJA經營基盤の確立												
1. JAの經營基盤強化	(1) 持続可能で実効性のある經營戰略の策定	① 収支シミュレーションによる将来見通しを考えた効率化戰略・成長戰略の策定	定期的に収支シミュレーションを作成し改善を施し經營基盤の強化に努める	収支シミュレーションによる經營計画の策定と監督行政によるモニタリング対応	収支シミュレーションによる經營計画の策定と監督行政によるモニタリング対応	収支シミュレーションによる經營計画の策定と監督行政によるモニタリング対応	収支シミュレーションによる經營計画の策定と監督行政によるモニタリング対応	収支シミュレーションの作成	6月に策定	-	収支シミュレーションの見直しを行い、經營計画の策定を行いました。	
		② 計画的な店舗・施設の再編による經營基盤の確立・強化	店舗・施設等再編整備計画に沿って再編を進める	第一次整備期間 検討・実施	第二次整備期間 検討・実施	第二次整備期間 検討・実施	第二次整備期間 検討・実施	昭島地区・立川地区・武蔵村山地区は実施済。国立地区は進行中。東大和地区は検討中。	昭島地区・立川地区・武蔵村山地区は実施済。国立地区は進行中。東大和地区は検討中。	-	-	国立支店の新店舗の建設工事が進行中です。国立支店と富士見台支店の店舗統合について、第32回通常総代会にてご提案しております。
	(2) コンプライアンス経営に向けた取組強化	① 受託会計による不祥事等の牽制	牽制が有効に機能する体制整備	業務所管部署へのモニタリングと外部確認の実施	業務所管部署へのモニタリングと外部確認の実施	業務所管部署へのモニタリングと外部確認の実施	業務所管部署へのモニタリングと外部確認の実施	業務所管部署へのモニタリングと外部確認の実施。	7回	四半期ごとのモニタリング(4回)と研修会(7回)による周知	-	受託会計を受けていない部会(全地区11件)に対し、「通帳・印鑑を職員に預けていないか」「管理方法について」、部会長又は会計に電話連絡にて状況の確認を行い適正に管理されていることを確認いたしました。
		② 内部統制システム基本方針に基づきコンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、コンプライアンスに係る態勢強化への取組を実施	内部統制が有効に機能する組織体制の適切化	全店舗を対象とした四半期ごとのモニタリングと研修会による周知徹底	全店舗を対象とした四半期ごとのモニタリングと研修会による周知徹底	全店舗を対象とした四半期ごとのモニタリングと研修会による周知徹底	全店舗を対象とした四半期ごとのモニタリングと研修会による周知徹底	内部監査計画に基づき内部監査を実施。	内部監査計画に基づき内部監査を実施。	-	-	コンプライアンスに関する研修を7回開催し、職員へ意識付けを行いました。
	(3) 經營基盤強化を支える人材の確保・育成・活用	③ 内部統制システム基本方針において、内部統制の適切性・有効性の検証・評価の実施	内部統制の整備・運用状況の適切化	内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を確認	内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を確認	内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を確認	内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を確認	内部監査計画に基づき内部監査を実施。	ミーティングでの検討:14回 役員報告会の実施:8回	人事考課概要説明会9回開催 人事考課研修会上期(2日間)下期(2日間)開催	-	上期に人事考課の考課者研修会を開催し、人事考課者の目録合わせを実施しました。また、下期に人事考課目標管理シート(2日間)の目標設定について研修を開催いたしました。
		① 人事育成体制の整備・強化	人事制度再構築	新人事制度の設計・導入準備	新人事制度の運用・定着(各種研修の企画・実施)	新人事制度の運用・定着(定着化に向けた施策の実施)	新人事制度の運用・定着(定着化に向けた施策の実施)	中央会・連合会主催の研修会へ、延べ73人が参加しました。 管理職マネジメント研修会を開催し、管理職の意識向上を図りました。	延べ80人	延べ73人	-	中央会・連合会主催の研修会へ、延べ73人が参加しました。 管理職マネジメント研修会を開催し、管理職の意識向上を図りました。
	(4) ITを活用した組合員の利便性向上・業務プロセス・業務量削減に向けた検討	② 就職合同説明会への参加や大学キャリアセンターに対しJAのアピールを行い、理解・関心を深める	優秀な人材を確保	検討・実施	検討・実施	検討・実施	1dayインターン実施:2回	1dayインターン実施:2回	1dayインターン実施:2回	個別相談の実施	-	年度当初から説明会を開催し募集しましたが、内定辞退の対応により2次募集、3次募集を行いました。大学キャリアセンターへの訪問を行い、PRいたしました。中途採用活動をメインに転職等によりPRいたしました。また、2025年卒業生に対し、インターシッポの開催及び合同説明会へ参加いたしました。
		① 生産履歴システムの導入による組合員への利便性向上	モバイル端末使用の推進	モバイル端末使用の推進 操作説明会の実施	モバイル端末使用の推進	モバイル端末使用の推進	モバイル端末使用の推進	実施	実施	個別相談の実施	-	相談者に対し、訪問又は来店にてタブレットやスマートフォンを実演操作しながらの個別対応を行いました。
	(4) ITを活用した組合員の利便性向上・業務プロセス・業務量削減に向けた検討	② 信用事業利用者の非対面化ニーズへの対応、窓口業務の効率化、コスト削減への対応	JAネットバンクを活用したサービスの利用促進:3,090件	ネットバンク契約者数:2,330件	ネットバンク契約者数:2,680件	ネットバンク契約者数:3,090件	2,383件	2,671件	99.6%	非対面化ニーズへの対応・利用者の利便性の向上につながりました。		
		③ 共済事業利用者の満足度・利便性の向上、事務負担軽減への対応	Webマイページの利用促進:2,300件	登録者数:2,000件	登録者数:2,300件	登録者数:2,300件	1,586件	1,892件	82.2%	令和6年度事業計画にて単年度目標を400件で設定。3月末の登録者数に400件を加算した数値へ目標値を訂正いたしました。		
Ⅳ.都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現												
1. 都民に向けた広報活動の強化	(1) 多様な広報手段の企画・展開	① タブロイド版広報紙「Clover」の有効活用	発行回数:6回(3年間合計)	2回/年間	2回/年間	2回/年間	2回	2回	100%	4月14日に第14号:「管内で栽培されているフルーツの魅力を紹介」をテーマに、10月27日に第15号:「農業まつり&産業まつりに行ってみよう」をテーマにそれぞれ発行いたしました。		
		② 集客力アップにつながるイベント開催情報をFacebookやメールマガジン等を活用し利用者へ発信する	Facebook発信数:250回 メールマガジン発信数:36回(3年間合計)	Facebook発信数:75回	Facebook発信数:85回	Facebook発信数:90回	123回	87回	102.3%	Facebookでは、直売所情報や各地区イベント、部会活動の紹介を行いました。		
2. 豊かからしやすしい地域づくり	(2) SDGsの考え方を取り入れた取組	① 環境負荷軽減への取組	廃プラスチック・廃農薬の適正処理や生分解性マルチの普及推進体制の整備	適正処理の推進 普及推進体制の整備	適正処理の推進 普及推進の実施	適正処理の推進 普及推進の実施	農業用廃棄ビニールの回収	農業用廃棄ビニールの回収	-	各地区で廃プラスチック、ビニール等の回収を実施いたしました。		
		② 地域貢献への取組	収穫体験不参加者へのジャム配付(規格外果実等を活用):630個(3年間合計)	配付ジャム個数 年間200個	配付ジャム個数 年間210個(合計410個)	配付ジャム個数 年間220個(合計630個)	202個	234個	111.4%	収穫体験不参加の方にブルーベリージャム132個・みかんジャム102個を配付いたしました。		

3. 都市農業の多面的機能の発揮	(1) 都市農業の社会的価値向上に向けた取組	① 地域交流を図る活動の実施	農業イベントの計画・実施	計画・実施	計画・実施	計画・実施	開催	開催	-	立川グリーンウィーク2023緑化まつり(4月23日) 第9回うまかんべえ〜祭(5月13日・14日) 第12回あきしま環境緑花フェスティバル(5月14日) 第46回国立市産業まつり(11月11日・12日) 第53回昭島市産業まつり(11月11日・12日) 令和5年度立川市農業祭(11月11日・12日) 第26回武蔵村山市農業まつり(11月11日・12日) 第54回東やまと産業まつり(11月4日・5日) のイベントに参加・協力を行いました。
		① 社会科見学・職場体験の受入による食農教育の展開	行政及び教育委員会等と連携し、地産地消・国産国産への食農・食育教育の普及になる体制を整備	受入体制の整備及び実施	受入体制の整備及び実施	受入体制の整備及び実施	19回	14回	-	社会科見学:10校 地域訪問:1校 職場体験:3校
	(2) 市民農園・農業体験等への取組や学校給食等を通じた食農教育事業の展開	② 稲作体験などの食農教育事業への支援	食農教育への支援 参加者:1,500人(3年間合計)	年間500人	年間500人 (合計1,000人)	年間500人 (合計1,500人)	530人	550人	110%	国立市5年生の稲作体験学習会(田植え)は水路決壊補修工事遅延の影響により開催が中止となりましたが、開催された稲刈りに協力いたしました。
	③ 地域住民に向けた収穫体験の実施	開催回数:3回(3年間合計)	1回/年間	1回/年間 (合計2回)	1回/年間 (合計3回)	2回	2回	200%	7月2日に親子夏野菜収穫体験会(17組48人)、トウモロコシジャガイモを、11月12日に親子秋野菜収穫体験会(11組30人、ダイコン・サツマイモ)をそれぞれ開催いたしました。	
	④ 営農体験畑を開催し地域住民との交流を図る	開催回数:96回(3年間合計)	32回/年間	32回/年間 (合計64回)	32回/年間 (合計96回)	27回	31回	96.8%	作付け計画に基づき、果菜類などの定植から収穫までの体験を実施いたしました。	

事業の概況

令和5年度のJAを取り巻く社会環境は、昨年5月に新型コロナウイルスが感染症法上の分類が「5類相当」となり、日常生活における行動制限が解除されました。昨年は多くの自然災害に見舞われた1年でした。近年は気候変動が進んでおり、異常気象による台風や豪雨で人命に関わる大きな災害や農業への被害が発生しています。特に、観測史上最も平均気温が高くなった夏から秋にかけては、農産物の生育への影響があり果物の変色・落下、コメの等級低下などが報告されました。

また、1月には能登半島地震が発生し、復旧・復興支援に向けJAグループ全体で取組んでおります。

農業関連では、生産資材や燃料などの価格が上昇し、農業経営にとって非常に厳しい状況が続いています。JA東京みどりでは、独自に肥料価格を抑制した販売の実施や、行政機関による支援措置の最新情報を収集し助成手続を支援いたしました。農業機械の貸出を行い農作業の負担軽減や生産コスト削減を図りました。

金融情勢においては、「早期警戒制度」に適切に対応するため、JA経営の更なる健全性の維持向上が求められております。

このような中、JA東京みどり3カ年計画の2年目であり、組合員をはじめとする利用者・地域住民の信頼に応えられるよう「不断の自己改革」に取り組んで参りました。地域農業を応援するため、組合員の皆様へ直売所利用券を発行し、直売所のお買い物でご利用いただくことで、地域農業振興を理解し応援していただけるよう取組み、1万人以上の組合員の皆様にご利用いただきました。また、組合員アンケートを実施し、直売所の利用状況の調査を行いました。

財務状況では内部留保に努めるとともに不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、自己資本比率17.65%（前年度17.45%）、不良債権比率0.521%（前年度0.558%）となりました。収支面では事業利益が4億8,088万円（前年度比1億5,449万円減）、経常利益は6億4,136万円（前年度比1億5,491万円減）、当期剰余金は5億2,561万円（前年度比1億1,332万円減）となりました。

①指導事業

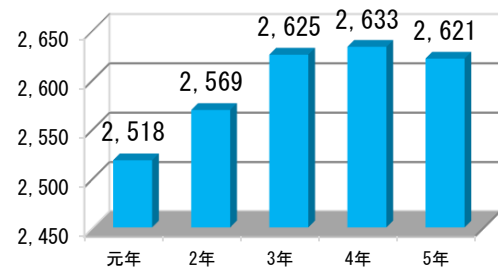
営農指導の強化、直売所を核とした地産地消の推進、農業の担い手の育成・支援の実施、組合員組織の基盤強化、多様な広報手段を用いた情報発信、SDGsの考え方を取り入れた活動の実施、収穫体験等を通じた食農教育事業の展開を重点目標に掲げ、持続可能な東京農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現に向けた取組を行いました。TAC活動では本店指導課職員（TAC担当者）が各地区指導課職員と連携して1,305件訪問し、東京都補助事業の申請サポートや、担い手のニーズ把握や情報収集に努めました。また、農業機械貸出事業で55件、営農サポート事業で7件の利用がありました。

②信用事業

◇貯金

貯金につきましては、メイン化取引の強化として年金振込口座・給与振込口座の獲得を図り、JAカード獲得では直売所利用推進を行いました。また、収穫体験付定期積金等による独自キャンペーンを実施し、残高伸長に努めましたが、期末残高2,621億3,942万円（計画対比99.03%）の実績となりました。

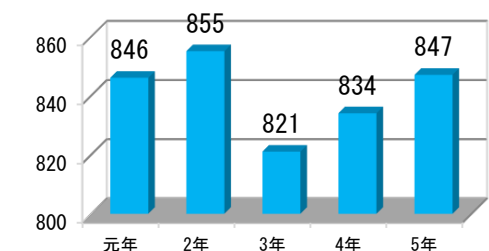
貯金残高 単位：億円



◇貸出金

貸出金につきましては、ローンセンターによる営業の強化、及び融資担当者、推進担当者を中心とした情報収集や借換推進に努めるとともに、農業を中心に地域に根ざした金融機関として事業推進を展開し、積極的に貸出金の伸長に努めましたが、期末残高847億8,480万円（計画対比99.16%）の実績となりました。

貸出金残高 単位：億円



③共済事業

新規契約獲得に注力した推進活動の展開、契約者フォロー活動（3Q訪問活動）による深耕活動を展開し、「ひと・いえ・くるま」の総合保障提供に取組みました。令和5年2月27日に改正監督指針が施行されたことで、今まで全職員で行っていた推進形態をLA・スマイルサポーターが行い、他の職員は情報提供を行う推進形態に変更となり提案から契約まで行える職員が全職員の約4分の1と減少となりましたが、推進総合ポイントは7,278,997ポイント（計画対比103.43%）の実績となりました。また、改正監督指針の遵守、コンプライアンス態勢・内部牽制の強化を図るとともに、共済端末機（Lablet's）を活用した推進活動の定着、共済締結にかかる事務の効率化、事務負荷の軽減に向け取組を行いました。

④購買事業

購買品取扱実績につきましては、JA自己改革の取組として全農東京都本部やJA北多摩協議会と連携を図り、肥料・農薬等の共同購入による大量注文及び良質低価格で信頼できる商品の供給を行った結果、4億2,689万円（計画対比109.45%）の実績となりました。

※購買品供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

⑤販売事業

受託販売品取扱実績につきましては、農業者の所得の増大を目指し、直売所を拠点とした販売力強化に取組み、農産物直売所「みどりっ子」とファーマーズセンター「みのれ立川」及び「みのれ立川幸町店」での取扱いを中心に、新たな販路拡大を目指し、消費者へ地場産農畜産物等の販売に努めました。2億9,311万円（計画対比96.89%）の実績となりました。

買取販売品取扱実績につきましては、米の販売や業務提携先等への野菜販売に努めました。2億1,011万円（計画対比94.43%）の実績となりました。

⑥宅地等供給事業

JA自己改革の実践を支える経営基盤強化として、相続・事業承継相談業務の位置づけの明確化が挙げられ、組合員の円滑な事業承継のため、財産診断並びに遺言信託を活用した相続の事前相談や資産の有効な活用と組合員の農地や資産の管理など多岐にわたる相談に対応し、それに伴う不動産取引の媒介を行った結果、事業総利益2億4,292万円（計画対比122.38%）の実績となりました。

また、不動産登記法の改正に伴い、全地区の資産管理部会の部会員を対象に「相続登記の申請義務化について」の研修会を開催いたしました。

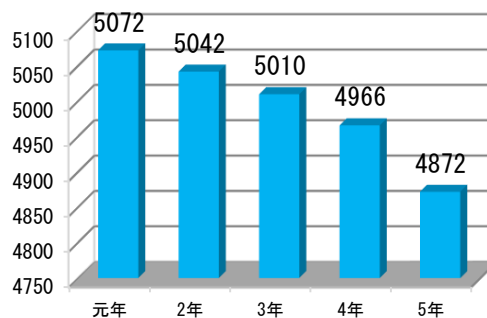
⑦利用事業

葬祭事業につきましては、組合員・地域の皆様が安心してご葬儀が執り行われるように事前相談会を開催し周知活動とともに親切丁寧な対応を心掛けて参りました。

家族葬中心に葬儀の形態が変わりつつあり、仕入価格の高騰にも対応し安定したサービスの提供に努めました。事業総利益1,414万円（計画対比95.60%）の実績となりました。

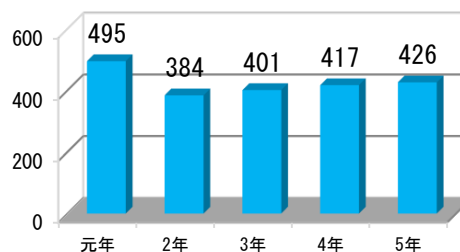
長期共済保有高

単位：億円



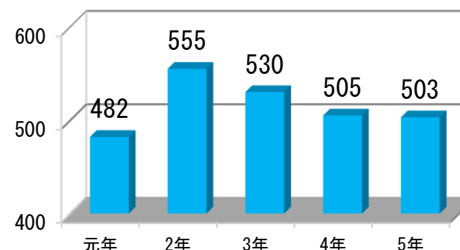
購買品供給高

単位：百万円



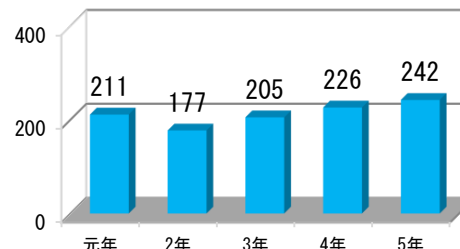
販売品販売高

単位：百万円



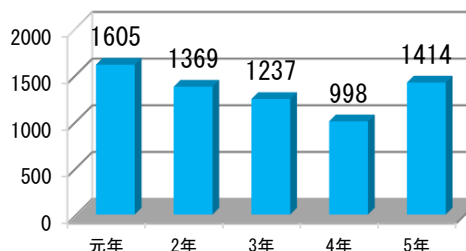
宅地等供給事業総利益

単位：百万円



利用事業総利益

単位：万円



トピックス

令和5年 4月	ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会 第31回女性部通常総代会 第1回支部長会正副会長会議 組織運営役員合同会議
令和5年 5月	第31回野菜生産部会通常総代会 第11回ファーマーズセンターみののれ立川通常総会 第15回一括貸オーナー会通常総会 第31回青壮年部通常総代会 ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会
令和5年6月	支部長会正副会長・統括支店長合同会議 第31回苗木受託部会通常総会 第30回果実生産部会通常総代会 東京みどり農業協同組合第31回通常総代会
令和5年7月	親子夏野菜収穫体験会 第31回資産管理部会通常総代会 第29回農業所得部会通常総代会
令和5年8月	支部長会正副会長・支店長合同会議 病虫害防除等対策講習会
令和5年9月	支部座談会
令和5年10月	支部座談会 苗木受託部会東京都緑化用委託苗木立毛品評会 ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会
令和5年11月	東やまと産業まつり 国立市農業まつり 昭島市産業まつり 立川市農業祭 武蔵村山市農業まつり 親子秋野菜収穫体験会 女性部健康教室 果実生産部会講習会
令和5年12月	資産管理部会研修会 JA東京みどり都市農政連絡協議会役員総会 農業機械展示会 ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会 女性部と常勤役員等との意見交換会
令和6年1月	農業機械安全講習会 青壮年部と常勤役員等との意見交換会 野菜生産部会と常勤役員等との意見交換会 JA東京みどり都市農政連絡協議会講演会 果実生産部会と常勤役員等との意見交換会
令和6年2月	ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会

農業振興活動

令和5年度の主な農業振興活動は以下の通りです。

①生産資材等のコスト低減への取組

新規低価格商品の取扱いを進めるとともに、既存商品の低価格化を図りました。肥料の銘柄を絞り予約による大量注文により価格の抑制に努めました。

販売数：レオユーキL 631袋、レオグリーン特号 1,877袋、エコレット808 850袋

②農業機械の貸出推進

農作業負担の軽減への取組として、農業機械の貸出を行い、作業時間の短縮と省力化につながりました。

貸出実績：ハンマーナイフモア25回、刈払機4回、振動掘り取り機10回、耕耘機2回、トラクター7回、平うね整形同時マルチャー7回、合計55回

③直売所の地場産農畜産物の売上増加

地場産農畜産物を周知し売上を増加させるため、みののれ立川10周年記念イベント等の開催や外部販売の強化に取組みました。みどりっ子各店ではイベントを企画・実施し販売促進に努めました。

全般に関する事項

当JAは、国立市、昭島市、立川市、武蔵村山市、東大和市の五市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営され、地域農業の活性化・生活水準の向上を目指す協同組合であり、地域の金融機関でもあります。

当JAの運営資金は、その大半が組合員や地域住民からお預りしている貯金が原資となり、資金を必要とする組合員や地域住民の方々にご利用いただき、地域の一員として農業の発展と豊かな地域社会の実現に向け、健全経営の徹底を念頭に置き、各事業活動を展開しています。

1 地域からの資金調達の状況

メイン化取引として年金振込口座の獲得、定期貯金・定期積金等のキャンペーンを実施し、期末貯金残高は2,621億3,942万円になりました。

2 地域への資金供給の状況

生活に必要な資金・農業経営の維持・改善に必要な設備資金等、必要な資金を幅広くご利用できるよう、様々な商品開発を行い、また住宅ローンの借換えを中心とした事業推進を行い、期末貸出残高は847億8,480万円になりました。

3 文化的・社会的貢献に関する事項

当JAの農地は、大消費地を背景にした都市近郊農業に期待される蔬菜の生産が中心となり、直売・直売施設・農業祭等の直売を通じ、新鮮で安心な農産物を供給しています。最近の環境問題に対しては、積極的な土壌検査や低農薬栽培・有機栽培を推し進めるとともに、都市における農地が果たす防災機能についても、地域住民に理解を得られるよう努めています。

組合員の健康管理として、女性部・青壮年部・各種生産団体等を通じ、組合員やその家族の方々を対象に健康診断を推進し、厚生連の健康管理センターの利用を促し、健康の維持増進にも取り組んでいます。

情報サービスとしては、広報誌「みどり」の年4回の発行や、インターネット上のホームページを通して、情報提供を行っています。また、広報活動として地域の皆様に農業やJAの取組を知っていただけるよう、タブロイド版広報紙「Clover」を年2回発行するとともに、フェイスブックを活用したPRを行っています。

その他に、社会保険労務士による年金相談会や、税理士による税務相談会も随時行っています。

また、全店舗にAED（自動体外式除細動器）の設置を行い、職員の上級救命技能認定講習に取り組んでおります。

4 地域密着型金融への取り組み

メイン強化先及び大口定期利用者に対する訪問活動・利用者視点でのサービスの提供を強化し、年金受給口座、給与振込口座の獲得に取り組んでおります。

5 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について
法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について
（1）農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
（2）保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
（1）農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
（2）事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について
（1）経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

リスク管理の状況

リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

本店信用共済部：042-535-1061	国立支店：042-572-2101	富士見台支店：042-572-8151
昭島支店：042-541-0021	幸町支店：042-535-2211	西砂支店：042-531-0014
村山支店：042-561-1611	東大和支店：042-561-4321	仲原支店：042-562-2311

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・ 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構
<https://www.jibai-adr.or.jp/>
（公財）日弁連交通事故相談センター
<https://n-tacc.or.jp/>
（公財）交通事故紛争処理センター
<https://www.jcstad.or.jp/>
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告していますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年3月末における自己資本比率は、17.65%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

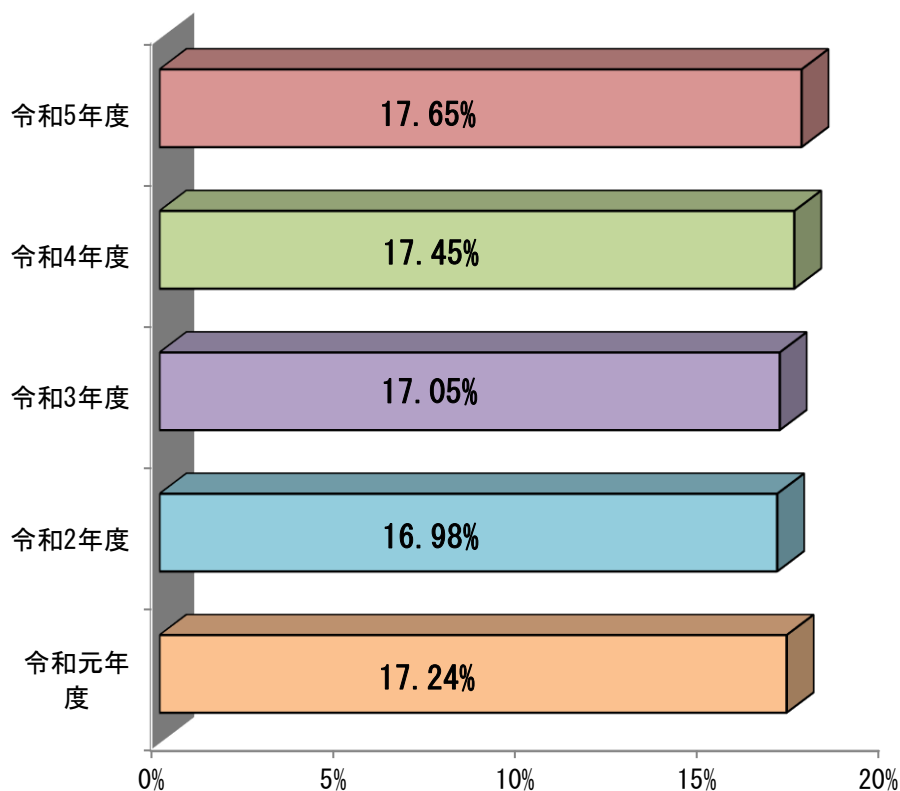
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	東京みどり農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	21,684百万円 (前年度21,367百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 信用事業

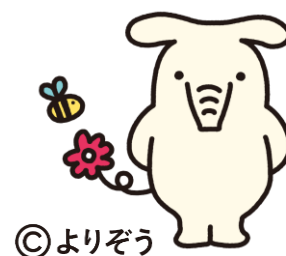
信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネット

で組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。
また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種 類	特 徴
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普 通 貯 金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当 座 貯 金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納 税 準 備 貯 金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通 知 貯 金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
ス ー パー 定 期 貯 金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自 由 金 利 型 定 期 貯 金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変 動 金 利 定 期 貯 金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期 日 指 定 定 期 貯 金	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積 立 式 定 期 貯 金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定 期 積 金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住宅ローン	住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金、他の金融機関から借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃貸住宅ローン	アパートやマンション等の賃貸物件の建設資金、他の金融機関から借入中の賃貸物件ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃貸物件リフォームローン	賃貸物件の増改築・改装・補修の他、付帯する設備等にご利用いただけます。
農業生産資金	農業機械の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。
相続税納付資金	相続税を納付するために必要な資金にご利用いただけます。
農外事業資金	資産を有効活用するために必要な資金にご利用いただけます。
J A 小 口 ロ ー ン	目的や用途に合わせてご利用いただけます。 ・マイカー ・教育 ・多目的 ・リフォーム
フ リ ー ロ ー ン ゆ め み ど り	お使い道が自由のフリーローンです。

為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがおお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。

JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。
これにより、組合員・利用者のみなさまにより一層の安全をお届けしています。

破綻未然 防止システム



貯金保険制度

JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

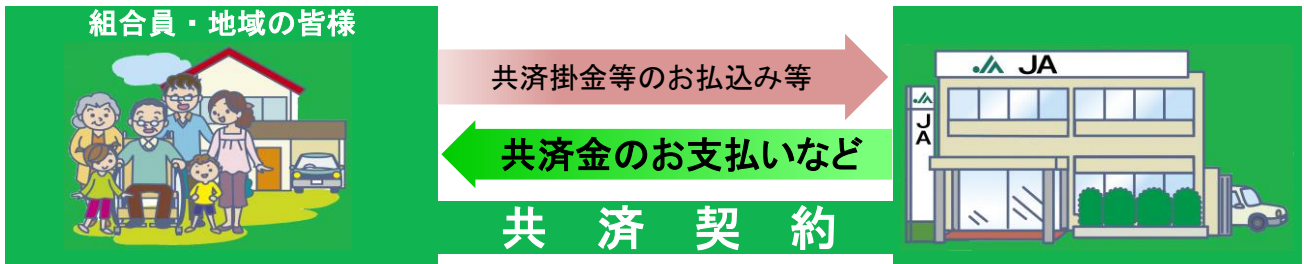
「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。
当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

- 万一のときの家族の生活に備える
- 入院や手術に備える
- 教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備できます。
生存給付特則付一時払終身共済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
子ども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。

認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火災共済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自賠償共済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。

3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

また、直営の直売施設であるみの一れ立川・各地区みどりっ子では、トマト、キュウリ、ホウレンソウ、小松菜をはじめ、新鮮で安心・安全な地場農畜産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安心・安全な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



4 宅地等供給事業

皆さまの大切な資産を守るため、信頼と安心を心掛け各種相談・対応をしております。

- ・農地・宅地等の不動産売買の相談および仲介
- ・土地活用の相談
- ・賃貸住宅等の建築斡旋
- ・所得税確定申告の記帳指導
- ・駐車場の管理
- ・財産診断ならびに遺言信託の相談
- ・税金、法律の相談

5 利用事業

全国農業協同組合連合会及び業務提携先と連携を図り、総合力をアピールした葬儀全体のプロデュースと事後まで充実した対応をしております。

6 指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和6年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

為替手数料

種 類		同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて	
振 込 手 数 料	文書扱い	1万円未満1件につき		330円	
		1万円以上3万円未満1件につき		440円	
		3万円以上1件につき		660円	
	電信扱い	1万円未満1件につき	220円	220円	440円
		1万円以上3万円未満1件につき	220円	220円	550円
		3万円以上1件につき	440円	440円	770円
	ATM扱い	1万円未満1件につき	無料	110円	330円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円	440円
		3万円以上1件につき	無料	330円	660円
	インター ネット扱い	1万円未満1件につき	無料	110円	220円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円	220円
		3万円以上1件につき	無料	220円	330円
送金 手数料	普通扱い		440円	660円	
	電信扱い		440円	660円	

手形・小切手取立等手数料

種 類	種 類	手数料
代金取立	普通扱い	1通につき 990円
	至急扱い	1通につき 1,100円
その他	送金・振込の組戻料	1件につき 660円
	取立手形の組戻料	1通につき 1,100円
	不渡手形の返却料	1通につき 1,100円
	取立手形の店頭呈示料(※)	1通につき 1,100円
	離島回金手数料	無料

※ ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
当座小切手(50枚)	2,200円
約束手形(25枚)	2,200円
為替手形(25枚)	2,200円
専用手形(1枚)	770円
自己宛小切手(1枚)	770円

当座貯金開設手数料

種 類	手数料
当座貯金	無料
マル専当座貯金	3,300円

硬貨両替・金種指定払出手数料

	両 替 金 受 入 ・ 払 出 枚 数			
	100枚まで	101枚~500枚まで	501枚~1,000枚まで	1,000枚を超える 部分は500枚毎に
手数料	(口座有) 無料 (口座無) 550円	550円	1,100円	550円加算

振込送金等手数料

種	類	手	数	料
定額自動送金				
	開設時		1,100円	
	送金時（他行宛）		送金手数料	
	送金時（JA東京みどり本支店宛）		55円	
総合振込				
	登録（開設）時		110円	
	振込時		110円	

その他の手数料

種	類	手	数	料
残高証明書（貯金）			550円	
残高証明書（貯金（英文発行））			2,200円	
相続貯金等評価額証明書			550円	
取引履歴明細（1口座毎・1年単位）			220円	
通帳・証書再発行			550円	
I Cキャッシュカードの再発行			1,100円	

融資関係手数料

種	類	手	数	料
残高証明書（住宅ローン年末残高証明書は除く）			550円	
支払利息証明書			550円	
融資証明書			550円	
新規実行				
	賃貸物件ローン		55,000円	
	住宅ローン		33,000円	
	小口ローン		3,300円	
条件変更				
	金利条件変更		22,000円	
	再固定特約・期限変更・返済方法変更		5,500円	
繰上償還				
	一部繰上		5,500円	
	住宅ローン JAネットバンク扱い		無料	
	（小口ローン）		1,100円	
	全額償還		22,000円	
	（小口ローン）		3,300円	

金庫利用手数料

種	類	手	数	料
貸金庫				
	小型		16,500円	
	大型		27,500円	

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1. 信用事業資産	270,254,568	268,193,498
(1) 現金	986,984	1,075,630
(2) 預金	173,562,807	169,514,386
系統預金	171,562,807	167,514,386
系統外預金	2,000,000	2,000,000
(3) 有価証券	12,377,670	12,880,130
国債	6,084,520	6,514,510
地方債	585,940	567,980
社債	5,707,210	5,797,640
(4) 貸出金	83,470,095	84,784,809
(5) その他の信用事業資産	175,355	231,232
未収収益	134,411	159,355
その他の資産	40,944	71,876
(6) 貸倒引当金	△318,344	△292,690
2. 共済事業資産	14,468	13,803
(1) その他の共済事業資産	14,468	13,803
3. 経済事業資産	40,255	44,098
(1) 経済事業未収金	14,381	19,592
(2) 棚卸資産	25,228	23,859
購買品	23,545	21,803
その他の棚卸資産	1,683	2,055
(3) その他の経済事業資産	645	647
4. 雑資産	298,291	265,581
(1) 雑資産	298,291	265,581
5. 固定資産	4,685,064	4,803,685
(1) 有形固定資産	4,644,782	4,758,585
建物	3,285,366	3,290,292
機械装置	4,582	6,330
土地	2,664,357	2,760,937
建設仮勘定	2,530	114,904
その他の有形固定資産	739,960	779,244
減価償却累計額	△2,052,015	△2,193,124
(2) 無形固定資産	40,281	45,099
その他の無形固定資産	40,281	45,099
6. 外部出資	10,505,070	10,575,200
(1) 外部出資	10,505,070	10,575,200
系統出資	9,966,910	10,037,040
系統外出資	538,160	538,160
7. 繰延税金資産	589,335	731,826
資産の部合計	286,387,054	284,627,694

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1. 信用事業負債	263,948,612	262,234,733
(1) 貯金	263,388,289	262,139,421
(2) 借入金	500,000	-
(3) その他の信用事業負債	60,322	95,312
未払費用	10,474	11,096
その他の負債	49,848	84,216
2. 共済事業負債	415,546	409,359
(1) 共済資金	169,019	163,768
(2) 未経過共済付加収入	245,499	243,553
(3) その他の共済事業負債	1,027	2,037
3. 経済事業負債	54,264	51,022
(1) 経済事業未払金	37,338	50,839
(2) 経済受託債務	16,925	183
4. 雑負債	229,724	257,425
(1) 未払法人税等	87,691	92,400
(2) 資産除去債務	3,671	3,671
(3) その他の負債	138,361	161,354
5. 諸引当金	1,077,772	1,048,365
(1) 賞与引当金	130,656	129,211
(2) 退職給付引当金	720,585	739,850
(3) 役員退職慰労引当金	49,263	26,890
(4) 特例業務負担金引当金	177,267	152,412
負債の部合計	265,725,919	264,000,907
・純資産の部		
1. 組合員資本	21,405,698	21,719,567
(1) 出資金	1,736,564	1,711,441
(2) 資本準備金	6,199	6,199
(3) 利益剰余金	19,702,648	20,038,428
利益準備金	3,731,876	3,731,876
その他の利益剰余金	15,970,772	16,306,552
目的積立金	4,600,000	4,904,000
特別積立金	10,000,000	10,000,000
当期末処分剰余金	1,370,772	1,402,552
(うち当期剰余金)	(638,931)	(525,611)
(4) 処分未済持分	△39,713	△36,502
2. 評価・換算差額等	△744,564	△1,092,780
(1) その他有価証券評価差額金	△744,564	△1,092,780
純資産の部合計	20,661,134	20,626,787
負債及び純資産の部合計	286,387,054	284,627,694

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1. 事業総利益	3,231,892	3,136,030
事業収益	3,637,638	3,653,095
事業費用	405,746	517,065
(1) 信用事業収益	2,250,242	2,279,530
資金運用収益	2,152,752	2,076,565
(うち預金利息)	(724,500)	(717,127)
(うち有価証券利息)	(90,997)	(106,952)
(うち貸出金利息)	(890,622)	(923,807)
(うちその他受入利息)	(446,632)	(328,678)
役務取引等収益	59,950	56,585
その他事業直接収益	-	897
その他経常収益	37,539	145,481
(2) 信用事業費用	523	117,980
資金調達費用	25,864	24,777
(うち貯金利息)	(24,702)	(23,814)
(うち給付補填備金繰入)	(1,159)	(960)
(うちその他支払利息)	(2)	(2)
役務取引等費用	16,238	14,544
その他経常費用	△41,579	78,658
(うち貸倒引当金戻入益)	(△133,638)	(△25,654)
信用事業総利益	2,249,718	2,161,549
(3) 共済事業収益	694,237	671,400
共済付加収入	646,174	631,687
その他の収益	48,062	39,712
(4) 共済事業費用	19,251	21,201
共済推進費	10,529	12,592
共済保全費	7,078	6,984
その他の費用	1,642	1,625
共済事業総利益	674,985	650,198
(5) 購買事業収益	206,616	190,897
購買品供給高	181,556	159,095
購買手数料	22,461	26,707
その他の収益	2,599	5,094
(6) 購買事業費用	170,783	154,564
購買品供給原価	151,401	135,923
購買品供給費	18,734	18,021
その他の費用	647	619
購買事業総利益	35,833	36,332
(7) 販売事業収益	246,795	248,834
販売品販売高	207,980	210,118
販売手数料	37,834	37,866
その他の収益	979	848
(8) 販売事業費用	173,950	176,163
販売品販売原価	161,144	162,964
販売費	2,398	2,470
その他の費用	10,407	10,729
販売事業総利益	72,844	72,670

科 目	令和4年度	令和5年度
(9) 利用事業収益	9,988	14,149
利用事業総利益	9,988	14,149
(10) 宅地等供給事業収益	226,480	243,973
(11) 宅地等供給事業費用	375	1,048
宅地等供給事業総利益	226,105	242,925
(12) 指導事業収入	3,277	4,310
(13) 指導事業支出	40,862	46,105
指導事業収支差額	△37,584	△41,795
2. 事業管理費	2,596,516	2,655,148
(1) 人件費	1,806,867	1,785,034
(2) 業務費	316,247	331,455
(3) 諸税負担金	145,631	148,536
(4) 施設費	314,964	376,724
(5) その他事業管理費	12,806	13,397
事業利益	635,376	480,881
3. 事業外収益	163,935	162,835
(1) 受取出資配当金	150,717	151,405
(2) 賃貸料	3,885	4,002
(3) 雑収入	9,332	7,427
4. 事業外費用	3,026	2,351
(1) 寄付金	69	89
(2) 雑損失	2,957	2,262
経常利益	796,285	641,366
5. 特別損失	25,213	47
(1) 固定資産処分損	393	47
(2) その他の特別損失	24,819	-
税引前当期利益	771,072	641,318
法人税・住民税及び事業税	118,467	123,317
法人税等調整額	13,672	△7,610
法人税等合計	132,140	115,706
当期剰余金	638,931	525,611
当期首繰越剰余金	731,840	780,941
目的積立金取崩額	-	96,000
当期未処分剰余金	1,370,772	1,402,552

第 32期 注記表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- ②その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当 J A の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当 J A が直売所等で販売する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当 J A は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当 J A が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当 J A が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当 J A が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

292,690 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 731,826 千円 (繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、JA東京みどり5カ年総合損益予測(令和5年度～令和9年度)を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は121,057千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	100,233千円	構築物	18,160千円	器具備品	2,663千円
----	-----------	-----	----------	------	---------

2. 担保に供している資産

為替決済の担保として定期預金3,000,000千円を、公金収納事務取扱に係る担保として定期預金500千円をそれぞれ差し入れています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	796,528 千円
-------------------	------------

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は213,973千円、危険債権額は228,159千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は442,132千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債・社債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が894,474千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	169,514,386	169,272,396	△241,990
有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	200,680	680
その他有価証券	12,680,130	12,680,130	-
貸出金	84,784,809		
貸倒引当金(*1)	△292,690		
貸倒引当金控除後	84,492,119	85,379,308	887,189
資産計	266,886,635	267,532,515	645,879
貯金	262,139,421	262,049,893	△89,528
負債計	262,139,421	262,049,893	△89,528

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によります。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位：千円)
	貸借対照表計上額
外部出資	10,575,200

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	167,514,386	-	-	-	-	2,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	200,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	100,000	-	-	14,200,000
貸出金(*1, 2)	5,462,081	6,355,216	4,830,445	4,551,300	4,438,547	57,969,137
合計	172,976,467	6,355,216	4,930,445	4,551,300	4,438,547	74,369,137

(*1) 貸出金のうち、当座貸越57,677千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件1,178,080千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	259,015,944	1,622,225	975,262	309,172	216,816	-
合計	259,015,944	1,622,225	975,262	309,172	216,816	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	200,000	200,680	680
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	-	-	-
	合 計	200,000	200,680	680

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	593,700	585,949	7,750
	地方債	103,380	99,994	3,385
	社 債	302,490	300,000	2,490
	小 計	999,570	985,944	13,625
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	5,920,810	6,710,251	△789,441
	地方債	464,600	500,000	△35,400
	社 債	5,295,150	6,000,000	△704,850
	小 計	11,680,560	13,210,251	△1,529,691
	合 計	12,680,130	14,196,195	△1,516,065

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
社債	300,897	897	-
合 計	300,897	897	-

VI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額815,536千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	720,585 千円
退職給付費用	47,054 千円
退職給付の支払額	△ 27,789 千円
期末における退職給付引当金	739,850 千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	739,850 千円
未積立退職給付債務	739,850 千円
退職給付引当金	739,850 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	47,054 千円
特定退職金共済制度への拠出金	59,543 千円
臨時に支払った割増退職金	1,021 千円
合計	107,618 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金19,269千円を拠出しています。

なお、令和6年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、152,412千円となっています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	11,340
個別貸倒引当金 対象 未収利息 不計上分	8,010
退職給付引当金	206,566
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	7,735
賞与引当金	36,075
賞与引当金未払保険料	5,820
役員退職慰労引当金	7,507
特例業務負担金引当金	42,553
一括償却資産	2,129
資産除去債務	1,024
減価償却超過額（国立建物）	7,356
その他	279
その他有価証券評価差額金（評価損）	423,285
繰延税金資産小計	759,686
評価性引当額	△27,859
繰延税金資産合計	731,826
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	731,826

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.64 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.30 %
住民税均等割等	0.61 %
評価性引当額の増減	△2.02 %
事業分量配当金	△5.74 %
その他	-0.07 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.04 %

VIII. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

IX. その他の注記

資産除去債務に関する注記

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産は償却が終了しているため、資産除去債務及び有形固定資産に含まれる除去費用の各期への配分は行わず、支出見積総額を資産除去債務としています。

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、一部事業店舗に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該一部事業店舗は当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

第 31 期 注記表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日改正。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

318,344 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 589,335 千円 (繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、JA東京みどり5カ年総合損益予測(令和4年度～令和8年度)を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は121,057千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	100,233千円	構築物	18,160千円	器具備品	2,663千円
----	-----------	-----	----------	------	---------

2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、地方債585,940千円を借入金の担保に差し入れています。また、為替決済の担保として定期預金3,000,000千円を、公金収納事務取扱に係る担保として定期預金500千円をそれぞれ差し入れています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 624,778 千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は109,235千円、危険債権額は356,617千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は465,853千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債・社債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が207,020千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	173,562,807	173,506,271	△56,535
有価証券			
その他有価証券	12,377,670	12,377,670	-
貸出金	83,470,095		
貸倒引当金(*1)	△318,344		
貸倒引当金控除後	83,151,751	84,370,511	1,218,760
資産計	269,092,228	270,254,453	1,162,225
貯金	263,388,289	263,379,836	△8,452
借入金	500,000	500,000	-
負債計	263,888,289	263,879,836	△8,452

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によります。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金です。借入金については、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資

10,505,070

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	171,562,807	-	-	-	-	2,000,000
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	100,000	-	13,400,000
貸出金(*1, 2)	5,677,923	5,390,332	5,490,330	4,534,874	4,382,400	57,265,683
合計	177,240,730	5,390,332	5,490,330	4,634,874	4,382,400	72,665,683

(*1) 貸出金のうち、当座貸越67,207千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件728,550千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	260,143,706	1,818,781	921,996	307,412	196,393	-
借入金	500,000	-	-	-	-	-
合計	260,643,706	1,818,781	921,996	307,412	196,393	-

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	507,300	498,025	9,274
	地方債	105,140	99,992	5,147
	社債	-	-	-
	小計	612,440	598,018	14,421
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	5,577,220	6,012,621	△435,401
	地方債	480,800	500,000	△19,200
	社債	5,707,210	6,300,000	△592,790
	小計	11,765,230	12,812,621	△1,047,391
合計	12,377,670	13,410,639	△1,032,969	

(*1)なお、上記の差額に繰延税金資産288,405千円を加えた額△744,564千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額780,781千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	708,519千円
退職給付費用	49,730千円
退職給付の支払額	△ 37,663千円
期末における退職給付引当金	720,585千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	720,585千円
未積立退職給付債務	720,585千円
退職給付引当金	720,585千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	49,730千円
特定退職金共済制度への拠出金	59,746千円
臨時に支払った割増退職金	2,510千円
合計	111,986千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金19,732千円を拠出しています。

なお、令和5年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、177,267千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		18,300
個別貸倒引当金 対象 未収利息 不計上分		7,479
退職給付引当金		201,187
未払法人事業税及び未払特別法人事業税		7,421
賞与引当金		36,479
賞与引当金未払保険料		5,867
役員退職慰労引当金		13,754
特例業務負担金引当金		49,493
一括償却資産		481
資産除去債務		1,024
その他		279
その他有価証券評価差額金（評価損）		288,405
繰延税金資産小計		630,173
評価性引当額		△40,837
繰延税金資産合計		589,335
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		-
繰延税金資産の純額		589,335

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.73 %
住民税均等割等	0.51 %
評価性引当額の増減	△4.45 %
事業分量配当金	△5.03 %
その他	0.51 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.14 %

IX. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

資産除去債務に関する注記

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産は償却が終了しているため、資産除去債務及び有形固定資産に含まれる除去費用の各期への配分は行わず、支出見積総額を資産除去債務としています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
期首残高	7,739
資産除去債務の履行による減少額	△4,068
期末残高	3,671

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、一部事業店舗に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該一部事業店舗は当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度	令和5年度
	令和5年6月23日総代会承認	令和6年6月27日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	1,370,772	1,402,552
剰余金処分量 (B)	589,831	578,138
任意積立金	400,000	396,000
施設整備積立金	(200,000)	(96,000)
経営安定化積立金	(200,000)	(300,000)
出資配当金	50,950	50,283
(出資配当率)	(3.00%)	(3.00%)
事業分量配当金	138,880	131,854
次期繰越剰余金 (A - B)	780,941	824,414

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分	令和4年度		令和5年度	
	配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用 貯 金	定期性貯金の平均残高に対し0.13%の割合	138,880	定期性貯金の平均残高に対し0.13%の割合	131,854
事業分量配当金合計		138,880		131,854

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額27,000千円が含まれていません。

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
繰越額	32,000	27,000

部門別損益計算書

◇ 令和5年度

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	3,653,095	2,279,530	671,400	369,746	328,108	4,310	
事業費用 ②	517,065	117,980	21,201	262,706	69,070	46,105	
事業総利益 (①-②) ③	3,136,030	2,161,549	650,198	107,039	259,037	△41,795	
事業管理費 ④	2,655,148	1,408,517	487,487	304,439	282,221	172,481	
(うち減価償却費 ⑤)	154,188	83,178	17,742	26,362	16,414	10,490	
(うち人件費 ⑤')	(1,785,034)	(845,358)	(399,426)	(191,507)	(210,901)	(137,838)	
※うち共通管理費 ⑥		523,438	129,932	110,241	83,069	36,013	△882,695
(うち減価償却費 ⑦)		(71,396)	(17,722)	(15,036)	(11,330)	(4,912)	(△120,398)
(うち人件費 ⑦')		(201,193)	(49,942)	(42,373)	(31,929)	(13,842)	(△339,281)
事業利益 (③-④) ⑧	480,881	753,031	162,710	△197,399	△23,183	△214,276	
事業外収益 ⑨	162,835	94,309	23,410	20,825	15,098	9,191	
※うち共通分⑩		94,309	23,410	19,862	14,966	6,488	△159,037
事業外費用 ⑪	2,351	1,394	346	293	221	95	
※うち共通分⑫		1,394	346	293	221	95	△2,351
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	641,366	845,946	185,774	△176,867	△8,306	△205,180	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	47	28	7	5	4	1	
※うち共通分⑰		28	7	5	4	1	△47
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	641,318	845,918	185,767	△176,873	△8,311	△205,182	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		128,772	31,823	25,319	19,266	△205,182	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	641,318	717,145	153,944	△202,193	△27,577		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給・利用等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
管理部門を除いた人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業総利益割の平均値
 - 営農指導事業
管理部門を除いた人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業総利益割の平均値（営農指導部門を除く）
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	59.31%	14.72%	12.48%	9.41%	4.08%	100.00%
営農指導事業	62.76%	15.51%	12.34%	9.39%		100.00%

◇ 令和4年度

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管 理費等
事業収益 ①	3,637,638	2,250,242	694,237	379,697	310,183	3,277	
事業費用 ②	405,746	523	19,251	271,177	73,932	40,862	
事業総利益 (①-②)	3,231,892	2,249,718	674,985	108,520	236,251	△37,584	
事業管理費 ④	2,596,516	1,362,336	494,173	302,619	270,480	166,905	
(うち減価償却費 ⑤)	142,791	79,117	15,960	25,697	12,717	9,298	
(うち人件費 ⑤')	(1,806,867)	(857,537)	(412,298)	(193,219)	(207,751)	(136,060)	
※うち共通管理費 ⑥		495,100	126,149	109,118	75,272	34,793	△840,434
(うち減価償却費 ⑦)		(62,271)	(15,866)	(13,724)	(9,467)	(4,376)	(△105,706)
(うち人件費 ⑦')		(204,460)	(52,095)	(45,062)	(31,085)	(14,368)	(△347,072)
事業利益 (③-④)	635,376	887,381	180,811	△194,098	△34,228	△204,490	
事業外収益 ⑨	163,935	94,751	24,703	22,104	14,405	7,970	
※うち共通分⑩		94,751	24,142	20,882	14,405	6,658	△160,841
事業外費用 ⑪	3,026	1,782	454	392	271	125	
※うち共通分⑫		1,782	454	392	271	125	△3,026
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	796,285	980,350	205,061	△172,387	△20,094	△196,644	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	25,213	9,994	2,152	1,861	1,284	9,920	
※うち共通分⑰		8,447	2,152	1,861	1,284	593	△14,340
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	771,072	970,356	202,908	△174,248	△21,378	△206,565	
営農指導事業分 配賦額 ⑱		128,442	32,740	26,667	18,714	△206,565	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑬-⑱)	771,072	841,913	170,168	△200,916	△40,093		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工等の事業を指す。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給・利用等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

管理部門を除いた人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業利益割の平均値

(2) 営農指導事業

管理部門を除いた人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業総利益割の平均値 (営農指導部門を除く)

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費	58.92%	15.01%	12.98%	8.95%	4.14%	100.00%
営農指導事業	62.18%	15.85%	12.91%	9.06%		100.00%

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月25日

東京みどり農業協同組合

代表理事組合長 **村田 訓男**

会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益(事業収益)	3,946	3,731	3,562	3,637	3,653
信用事業収益	2,161	2,121	2,173	2,250	2,279
共済事業収益	730	718	720,886	694	671
購買事業収益	499	387	190,048	206	190
販売事業収益	245	261	257,758	246	248
その他事業収益	310	241	220	239	262
経常利益	499	386	431	796	641
当期剰余金	225	315	334	638	525
出資金	1,802	1,785	1,753	1,736	1,711
(出資口数)	(1,802,668)	(1,785,921)	(1,753,070)	(1,736,564)	(1,711,441)
純資産額	20,741	20,869	20,777	20,661	20,626
総資産額	280,541	285,711	289,920	286,387	284,627
貯金等残高	251,843	256,968	262,576	263,388	262,139
貸出金残高	84,668	85,536	82,127	83,470	84,784
有価証券残高	2,731	7,117	10,746	12,377	12,880
剰余金配当金額	169	177	190	189	182
出資配当額	52	52	51	50	50
事業利用分量配当額	116	124	138	138	131
職員数	219	224	225	213	201
単体自己資本比率	17.24%	16.98%	17.05%	17.45%	17.65%

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収益	2,152,752	2,076,565	△76,187
役員取引等収益	59,950	56,585	△3,365
その他事業直接収益	-	897	897
その他経常収益	37,539	145,481	107,942
計	2,250,242	2,279,528	29,286
資金調達費用	25,864	24,777	△1,087
役員取引等費用	16,238	14,544	△1,694
その他事業直接費用	-	-	-
その他経常費用	△41,579	78,658	120,237
計	523	117,980	117,457
資金運用収支	2,126,888	2,051,788	△75,100
役員取引等収支	43,712	42,041	△1,671
その他信用事業収支	79,118	67,720	△11,398
信用事業粗利益	2,170,601	2,094,725	△75,876
(信用事業粗利益率)	0.80%	0.78%	△0.02%
事業粗利益	3,264,547	3,187,931	△76,616
(事業粗利益率)	1.13%	1.12%	-0.02%
事業純益	668,031	532,783	△135,248
実質事業純益	668,031	532,783	△135,248
コア事業純益	668,031	531,886	△136,145
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	668,031	531,886	△136,145

注：信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く。)－信用事業費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用
＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	270,833	2,152	0.79%	269,424	2,076	0.77%
うち預金	176,973	1,171	0.66%	172,178	1,045	0.60%
うち有価証券	12,377	90	0.72%	13,623	106	0.77%
うち貸出金	81,483	890	1.09%	83,623	923	1.10%
資金調達勘定	264,812	25	0.00%	263,301	24	0.00%
うち貯金・定期積金	262,540	25	0.00%	263,217	24	0.00%
うち譲渡性貯金	-	-		-	-	
うち借入金	2,272	-	0.00%	84	-	0.00%
総資金利ざや			0.28%			0.24%

- 注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	83	△76
うち貸出金	△12	33
うち有価証券	28	16
うち預金	67	△125
支払利息	2	△1
うち貯金・定期積金	3	△1
差し引き	80	△75

- 注 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
流動性貯金	122,535 (46.6%)	127,013 (48.2%)	4,477
定期性貯金	139,756 (53.2%)	135,964 (51.6%)	△3,792
その他の貯金	240 (0.0%)	228 (0.0%)	△12
計	262,533 (100.0%)	263,205 (100.0%)	672
譲渡性貯金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	262,533 (100.0%)	263,205 (100.0%)	672

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
定期貯金	134,872 (100.0%)	128,630 (100.0%)	△6,242
うち固定金利定期	134,872 (100.0%)	128,630 (100.0%)	△6,242
うち変動金利定期	- (0.0%)	- (0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
財形貯蓄残高	3	3	-

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
手形貸付金	60 (0.0%)	56 (0.0%)	△3
証書貸付金	81,371 (99.8%)	83,519 (99.8%)	2,148
当座貸越	69 (0.0%)	61 (0.0%)	△8
制度資金貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
金融機関貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
割引手形	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	81,501 (100.0%)	83,637 (100.0%)	2,135

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農業	291 (0.3%)	195 (0.2%)	△95
林業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
製造業	656 (0.7%)	626 (0.7%)	△30
建設・不動産業	6,904 (8.2%)	7,345 (8.5%)	439
電気・ガス・熱供給水道業	59 (0.0%)	56 (0.0%)	△2
運輸・通信業	132 (0.1%)	124 (0.1%)	△7
金融・保険業	1 (0.0%)	- (0.0%)	0
卸売・小売業・サービス業・飲食業	5,934 (7.0%)	5,658 (6.6%)	△275
地方公共団体	- (0.0%)	- (0.0%)	-
非営利法人	- (0.0%)	- (0.0%)	-
その他	69,487 (83.2%)	70,775 (83.4%)	1,287
合 計	83,470 (100.0%)	84,784 (100.0%)	1,314

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	1,745	1,667	△77
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	80,801	82,243	1,442
その他担保物	-	-	-
小 計	82,546	83,911	1,365
農業信用基金協会保証	141	128	△12
その他保証	526	492	△33
小 計	667	621	△46
信 用	255	251	△4
合 計	83,470	84,784	1,314

4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
固定金利貸出	45,335 (54.2%)	44,853 (52.8%)	△481
変動金利貸出	38,133 (45.6%)	39,931 (47.0%)	1,797
合 計	83,470 (100.0%)	84,784 (100.0%)	1,314

() 内は構成比

5 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
運転資金	580 (0.6%)	506 (0.5%)	△73
設備資金	58,588 (70.1%)	58,527 (68.9%)	△61
生活資金	24,232 (29.0%)	25,691 (30.2%)	1,458
その他	67 (0.0%)	57 (0.0%)	△9
合 計	83,470 (100.0%)	84,784 (100.0%)	1,314

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農業	-	-	-
野菜・園芸	66	63	△2
その他農業	405	415	10
合 計	471	479	8

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	471	479	8
農業制度資金	-	-	-
合 計	471	479	8

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	213	152	-	61	213
	令和4年度	109	43	-	65	109
危険債権	令和5年度	228	129	13	84	228
	令和4年度	356	241	14	100	356
要管理債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
小計	令和5年度	442	282	13	146	442
	令和4年度	465	285	14	166	465
正常債権	令和5年度	84,396				
	令和4年度	83,028				
合計	令和5年度	84,838				
	令和4年度	83,494				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	254	151	-	254	151	151	146	-	151	146
個別貸倒引当金	197	166	-	197	166	166	146	-	166	146
合 計	451	318	-	451	318	318	292	-	318	292

10 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種	類	令和4年度		令和5年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	36	135	36	136
	金額	31,001	54,093	29,572	54,961
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	1	7	13
雑為替	件数	2	2	2	2
	金額	17,935	17,874	18,896	18,846
合 計	件数	39	137	39	139
	金額	48,936	71,969	48,477	73,821

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債窓販実績

(単位：百万円)

種	類	令和4年度	令和5年度
公共債窓販実績		-	39

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
国債	5,869	6,717	848
地方債	601	597	△ 3
社債	5,907	6,309	401
合 計	12,377	13,623	1,246

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
令和4年度								
国債	-	-	-	-	-	6,510	-	-
地方債	-	-	99	-	-	500	-	-
社債	-	-	-	400	300	5,600	-	-
令和5年度								
国債	-	-	-	-	-	7,296	-	-
地方債	-	99	-	-	-	500	-	-
社債	-	-	-	400	500	5,600	-	-

4 有価証券の時価情報等

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	-	-	-	200	200	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	200	200	0

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えるも の	国債	507	498	9	593	585	7
	地方債	105	99	5	103	99	3
	社債	-	-	-	302	300	2
	小計	612	598	14	999	985	13
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えない もの	国債	5,577	6,012	△ 435	5,920	6,710	△ 789
	地方債	480	500	△ 19	464	500	△ 35
	社債	5,707	6,300	△ 592	5,295	6,000	△ 704
	小計	11,765	12,812	△ 1,047	11,680	13,210	△ 1,529
合 計		12,377	13,410	△ 1,032	12,680	14,196	△ 1,516

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	8,177	80,845	8,364	79,127
	定期生命共済	122	1,688	123	1,724
	養老生命共済 (うちこども共済)	5,846	36,353	5,393	32,363
	医療共済	5,806	1,872	5,769	1,831
	がん共済	570	158	557	153
	定期医療共済	125	347	120	319
	介護共済	623	2,569	666	2,732
	認知症共済	45		59	
	生活障害共済	43		49	
	特定重度疾病共済	81		84	
	年金共済	5,874	787	5,879	772
	建物更生共済	15,391	372,046	14,978	368,218
	合 計	42,703	496,668	42,041	487,243

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

2 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	5,806	32	5,769	30
		127		156
がん共済	570	4	557	4
定期医療共済	125	0	120	0
合 計	6,501	37	6,446	35
		127		156

(注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(注2) 医療共済の金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

3 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	623	3,287	666	3,475
認知症共済	45	112	59	149
生活障害共済 (一時金型)	25	75	23	74
生活障害共済 (定期年金型)	18	29	26	36
特定重度疾病共済	81	167	84	190

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	4,559	4,391	4,578	4,369
年金開始後	1,315	1,203	1,301	1,189
合 計	5,874	5,594	5,879	5,559

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和4年度			令和5年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	964	15,819	11	964	15,898	11
自動車共済	7,637		339	7,573		332
傷害共済	4,076	17,197	1	5,556	22,177	1
賠償責任共済	453		1	441		1
自賠償共済	775		13	877		14
合 計	13,905		367	15,411		360

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	57,834	50,728
農薬	40,729	28,877
飼料	20,124	17,535
農業機械	48,929	31,295
石油類	2,074	1,615
包装資材	12,579	11,422
保温資材	61,773	103,675
その他	24,786	25,217
小 計	268,831	270,367
生活物資		
食品	92,113	87,676
生鮮食品	57,247	54,835
一般食品	34,866	32,841
衣料品	487	406
耐久消費財	37,977	49,540
日用保健雑貨	18,559	18,876
家庭燃料	-	6
その他	12	19
小 計	149,150	156,525
合 計	417,982	426,892

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
野菜	2,224	1,422
野菜等（直売所）	286,480	284,489
畜産物	9,450	7,205
合 計	298,154	293,117

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度
	販売高	販売高
米	121,787	124,854
野菜等	86,193	85,264
合 計	207,980	210,118

(注) 販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

その他の事業

1 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
収益		
受託宅地等供給収益	226,480	243,973
合 計	226,480	243,973
費用		
受託宅地等供給費用	375	1,048
合 計	375	1,048
差 引 利 益	226,105	242,925

2 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
収入		
実費収入	740	528
指導雑収入	2,537	3,782
合 計	3,277	4,310
支出		
営農改善費	8,372	11,378
生活文化事業費	4,559	5,860
教育情報費	21,286	21,504
健康管理費	6,125	6,154
指導雑費	517	1,207
合 計	40,862	46,105
収 支 差 額	△37,584	△41,795

3 利用事業

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
収益		
利用収益	47,925	82,367
合 計	47,925	82,367
費用		
利用費用	37,936	68,217
合 計	37,936	68,217
差 引 利 益	9,988	14,149

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	5,945	6,378
一店舗当り貯金残高	29,265	29,126
一職員当り貸出金残高	2,455	2,361
一店舗当り貸出金残高	11,924	12,112
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	11,186	11,384
一店舗当り長期共済保有高	55,185	54,138
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	40	41
一職員当り販売品取扱高	135	133
一店舗当り購買品取扱高	83	85

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

2 利益率

(単位：%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.20%	0.20%	0.00%
資本経常利益率	3.80%	3.10%	-0.70%
総資産当期純利益率	0.20%	0.10%	-0.10%
資本当期純利益率	3.00%	2.50%	-0.50%

- 注
1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減	
貯貸率	期末	31.60%	32.30%	0.70%
	期中平均	31.00%	31.70%	0.70%
貯証率	期末	4.60%	4.90%	0.30%
	期中平均	4.70%	5.10%	0.40%

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	21,215	21,537
うち、出資金及び資本準備金の額	1,742	1,717
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	19,702	20,038
うち、外部流出予定額 (△)	189	182
うち、上記以外に該当するものの額	△39	△36
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	151	146
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	151	146
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,367	21,684
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	29	32
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	29	32
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29	32
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	21,338	21,651

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	116,575	116,878
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,671	5,748
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	122,246	122,627
<自己資本比率>		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	17.45%	17.65%

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	986	-	-	1,075	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,515	-	-	7,303	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	601	-	-	601	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	60	12	0	30	6	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	174,151	34,830	1,393	169,516	33,903	1,356
法人等向け	7,618	4,136	165	7,735	4,052	162
中小企業等向け及び個人向け	2,980	1,458	58	3,119	1,447	57
抵当権付住宅ローン	31,253	10,756	430	29,833	10,281	411
不動産取得等事業向け	30,681	29,721	1,188	31,546	30,645	1,225
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	29	5	0	59	11	0
信用保証協会等保証付	13,327	1,329	53	14,837	1,480	59
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	688	688	27	688	688	27
（うち出資等のエクスポージャー）	688	688	27	688	688	27
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	19,131	33,636	1,345	19,648	34,362	1,374
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	9,816	24,540	981	9,886	24,715	988
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	330	827	33	336	841	33
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	8,984	8,268	330	9,425	8,804	352

証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	288,027	116,575	4,663	285,996	116,878	4,675
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	288,027	116,575	4,663	285,996	116,878	4,675
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	5,671	226	5,748	229		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	122,246	4,889	122,627	4,905		

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 1.5\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	288,027	84,081	13,432	-	285,996	84,838	14,420	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	288,027	84,081	13,432	-	285,996	84,838	14,420	-
法 人	農業	10,672	167	-	10,735	160	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	522	522	-	496	496	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	8,266	8,266	-	8,367	8,367	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	5,820	5	5,814	-	5,818	4	5,814
	運輸・通信業	500	-	500	-	701	-	701
	金融・保険業	173,594	-	-	-	169,575	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,313	2,313	-	-	2,271	2,271	-
	日本国政府・地方公共団体	7,117	-	7,117	-	7,904	-	7,904
	上記以外	1,258	1,258	-	-	653	653	-
	個 人	71,547	71,547	-	-	72,883	72,883	-
そ の 他	6,413	-	-	-	6,586	-	-	
業種別残高計	288,027	84,081	13,432	-	285,996	84,838	14,420	-
1年以下	170,555	1,090	-	-	167,864	348	-	-
1年超3年以下	6,326	2,226	-	-	2,650	2,550	100	-
3年超5年以下	1,954	1,853	100	-	2,220	2,220	-	-
5年超7年以下	3,741	3,339	401	-	3,017	2,615	402	-
7年超10年以下	4,786	4,485	301	-	5,779	5,277	501	-
10年超	83,453	70,824	12,628	-	85,101	71,685	13,415	-
期限の定めのないもの	17,210	262	-	-	19,361	139	-	-
残存期間別残高計	288,027	84,081	13,432	-	285,996	84,838	14,420	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和4年度				令和5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	254	151	-	254	151	151	146	-	151	146
個別貸倒引当金	197	166	-	197	166	166	146	-	166	146

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和4年度						令和5年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	197	4	-	35	166		166	-	-	20	146		
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	197	4	-	35	166		166	-	-	20	146		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	40	4	-	8	36	-	36	-	-	9	27	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	67	-	-	3	64	-	64	-	-	3	61	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	89	-	-	23	65	-	65	-	-	8	57	-
業種別計	197	4	-	35	166	-	166	-	-	20	146	-	

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	10,420	10,420	-	11,167	11,167
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	13,291	13,291	-	14,800	14,800
	リスク・ウェイト20%	500	175,386	175,886	1,101	170,777	171,878
	リスク・ウェイト35%	-	30,644	30,644	-	29,292	29,292
	リスク・ウェイト50%	5,814	370	6,185	5,414	358	5,772
	リスク・ウェイト75%	-	1,606	1,606	-	1,552	1,552
	リスク・ウェイト100%	-	39,844	39,844	-	41,308	41,308
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	10,147	10,147	-	10,223	10,223
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計		6,315	281,712	288,027	6,515	279,480	285,996

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	1	730	4	884
抵当権住宅ローン	-	152	-	144
不動産取得等事業向け	0	0	0	0
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	631	1	500
合 計	1	1,514	5	1,530

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社株式と③系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	10,505	10,505	10,575	10,575
合計	10,505	10,505	10,575	10,575

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、自己資本の増加によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	2,417	2,216	196	217
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティープ化	2,182	2,056		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	82	29		
6	短期金利低下	-	59		
7	最大値	2,417	2,216	196	217
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	21,338		21,651	

- (注)
1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	95,952	30,369

（注1） 対象役員は、理事21名、監事7名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「同等額」は、令和5年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3） 令和5年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませぬ。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
正組合員数	2,503	2,447	△56
個人	2,503	2,447	△56
法人	-	-	-
准組合員数	13,566	13,627	61
個人	13,553	13,614	61
法人	13	13	-
合 計	16,069	16,074	5

2 組合員組織の状況

(令和6年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
国立地区（9支部）	338 人
昭島地区（12支部）	321 人
立川地区（16支部）	781 人
武蔵村山地区（16支部）	639 人
東大和地区（7支部）	299 人
女性部	315 人
青壮年部	143 人
苗木受託部会	26 人
資産管理部会	642 人
蔬菜生産部会	220 人
果実生産部会	73 人
農業所得部会	514 人
一括貸オーナー会	17 人
ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会	184 人
ファーマーズセンターみののれ立川管理運営協議会	6 人
年金友の会	5,488 人
国立地区朝顔鉢物生産部	7 人
国立地区米生産部会	12 人
昭島市畜産組合	2 人
昭島市植木生産振興会	15 人
昭島市花卉園芸組合	7 人
昭島市農業生産団体連絡協議会	12 人
拝島ねぎ保存会	9 人
昭島地区直売所運営委員会	40 人
昭島市米生産組合	18 人
立川農業振興会議	15 人
立川市うど生産組合	15 人
立川市植木生産組合	50 人
立川市畜産組合	8 人
武蔵村山地区畜産部	7 人
武蔵村山地区農業生産組合	93 人
武蔵村山地区小松菜研究会	21 人
武蔵村山地区直売所運営委員会	69 人
東大和地区農産物共同直売所運営委員会	12 人
東大和地区直売所運営委員会	32 人
東大和市植木苗木生産組合	7 人
東大和市茶園経営研究会	15 人

当JAの組合員組織を記載しています。

3 役員一覧

(令和6年4月1日 現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	役職名	氏名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	村田 訓男	常勤	理事	峯岸 芳司	非常勤
代表理事専務	加園 健一	常勤	理事	佐伯 雅宏	非常勤
常務理事	中村 修	常勤	理事	金子 波留之	非常勤
常務理事	原田 守	常勤	理事	柳澤 裕治	非常勤
理事	小町 江津子	非常勤	理事	鳴崙 慎	非常勤
理事	荒井 千秋	非常勤	理事	清水 幸治	非常勤
理事	矢澤 弥生	非常勤	理事	乙幡 重男	非常勤
理事	臼井 岳浩	非常勤	代表監事	北田 和雄	非常勤
理事	内野 孝	非常勤	常勤監事	陰山 忠政	常勤
理事	町田 悦郎	非常勤	監事	佐藤 一広	非常勤
理事	榎本 英雄	非常勤	監事	川島 章夫	非常勤
理事	本木 靖典	非常勤	監事	鈴木 博秀	非常勤
理事	網代 美佐子	非常勤	監事	乙幡 佐敏	非常勤
理事	鈴木 政久	非常勤	監事	小林 順子	非常勤

4 役員数

項目	令和4年度			令和5年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
理事	18	3	21	18	3	21
監事	7	-	7	6	1	7

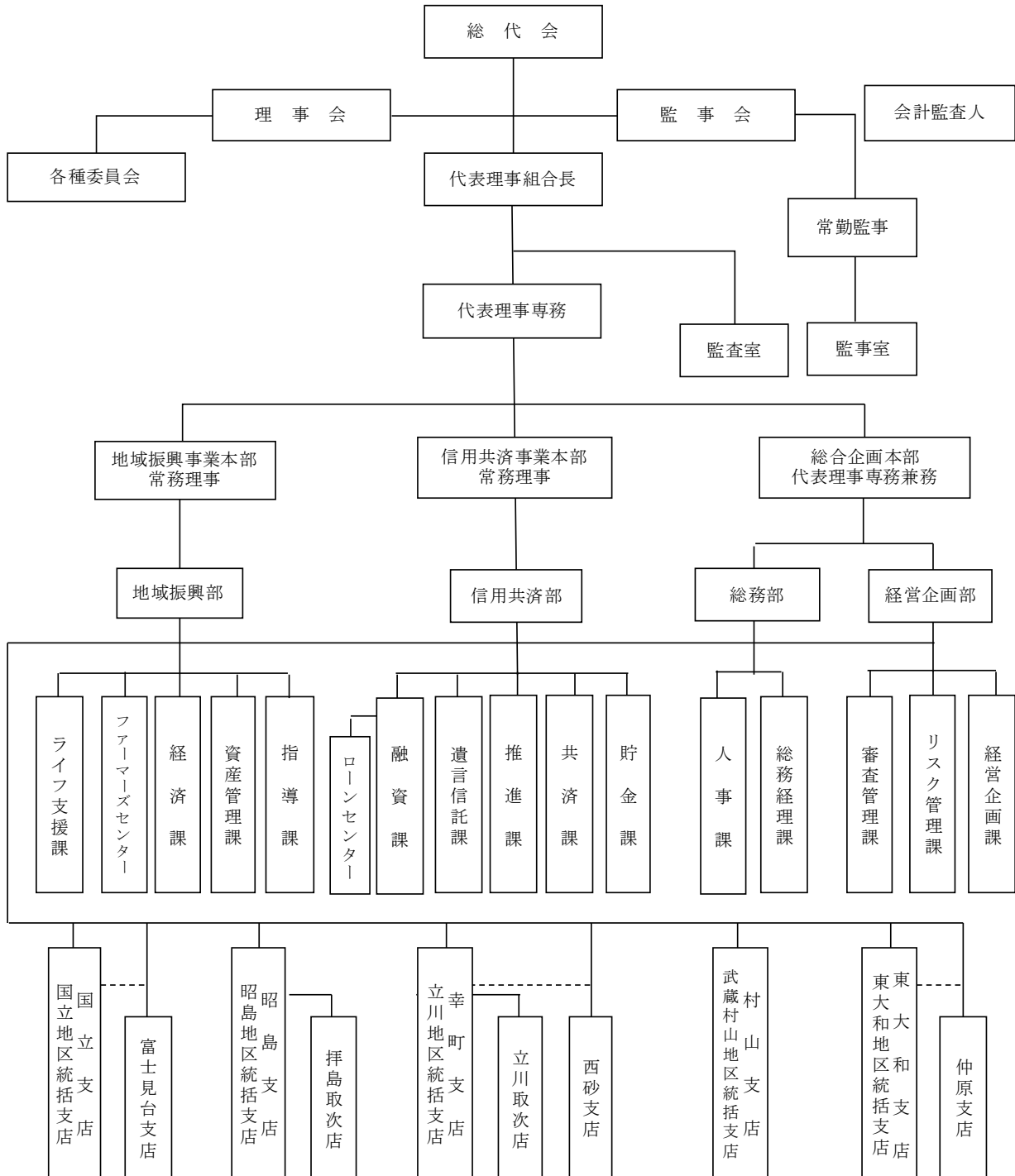
5 職員

(単位：人)

項目	令和4年度			令和5年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般職員	113	75	188	110	69	179
営農指導員	22	3	25	18	4	22
合計	135	78	213	128	73	201

6 組織機構図

(令和6年4月1日 現在)



注1) 「-----」は、事業計画・事業推進・地区の活動等において合議を要する経路である。

7 地区一覧

(令和6年4月1日 現在)

国立地区 9支部		昭島地区 12支部		立川地区 16支部		武蔵村山地区 16支部		東大和地区 7支部	
青柳	四軒在家	郷地	福島	中里	殿ヶ谷	鍛冶ヶ谷戸	谷津	芋窪第一	芋窪第二
久保	中平	築地	中神	宮沢	一番西	入り	神明ヶ谷戸	蔵敷	奈良橋
石神	千丑	宮沢	大神	一番東	二番	原山	原山第一	高木	狭山
坂下	下谷保	田中	上川原	三番	四番	萩ノ尾	赤堀	清水	
下組		拝島東部	拝島中部	五番	六番	中村	横田		
		拝島西部	拝島北部	七番	八番	馬場	峰		
				九番	十番	後ヶ谷戸	宿		
				南砂川	南部	岸	残堀		

8 沿革・歩み

平成 4年 4月	東京みどり農業協同組合発足
平成 4年10月	宮中新嘗祭献穀（国立地区）
平成 6年 5月	立川地区農産物直売所オープン
平成 6年 9月	旭通支店を富士見台支店に統合、東中神支店を昭島支店に統合
平成 8年 3月	富士見台支店新装開店
平成 8年10月	宮中新嘗祭献穀（昭島地区）
平成 8年 9月	昭島支店研修室改修工事
平成 9年 5月	J A 共済優績組合農林水産大臣賞受賞
平成 9年11月	経済センター開設
平成10年10月	立川支店増改築工事
平成11年 5月	東大和地区農産物直売所オープン
平成12年 1月	昭島地区共同直売所オープン
平成12年 3月	国立支店店舗・倉庫改修工事
平成12年10月	宮中新嘗祭献穀（国立地区）
平成13年 8月	合併10周年記念式典開催
平成13年10月	合併10周年記念 出資金特別増資実施・記念誌・記念品配布
平成16年 6月	西砂支店新装開店
平成16年10月	宮中新嘗祭献穀（昭島地区）
平成17年12月	拝島支店新装開店
平成19年10月	宮中新嘗祭献穀（粟）（立川地区）
平成21年 5月	武蔵村山地区農産物直売所「みどりっ子村山店」オープン
平成21年11月	立川みなみ農産物直売所「みどりっ子立川店」オープン
平成22年 6月	昭島地区農産物直売所「みどりっ子昭島店」オープン
平成23年10月	宮中新嘗祭献穀（国立地区）
平成24年10月	合併20周年記念特別講演
平成24年11月	合併20周年記念感謝祭
平成25年 5月	村山支店金融店舗新装開店
平成25年 5月	ファーマーズセンター「みのーれ立川」オープン
平成25年11月	J A 東京みどりキャラクター「みーどりん」誕生
平成25年12月	立川みなみ農産物直売所「みどりっ子立川店」閉店
平成26年 2月	村山支店経済店舗・武蔵村山地区農産物直売所「みどりっ子村山店」新装開店
平成26年 6月	仲原支店新装開店（旧向原支店）
平成26年 6月	東大和地区農産物直売所「みどりっ子仲原店」オープン
平成26年10月	宮中新嘗祭献穀（国立地区）
平成27年 4月	ファーマーズセンターみのーれ立川内 「みのーれC a f e」オープン
平成28年10月	タブロイド版広報紙『C l o v e r』創刊
平成29年 3月	経済センター昭島店・みどりっ子昭島店リニューアルオープン
平成29年 4月	合併25周年記念日帰り旅行
平成30年 6月	国立地区農産物直売所オープン
平成30年10月	宮中新嘗祭献穀（粟）（武蔵村山地区）
平成31年 3月	学園支店を村山支店に統合
令和 2年 3月	本店・幸町支店移転
令和 2年 4月	経済センター立川店移転
令和 2年10月	宮中新嘗祭献穀（粟）（東大和地区）
令和 4年 2月	立川支店を幸町支店と一部西砂支店に統合
令和 4年 3月	拝島支店を昭島支店に統合
令和 4年 7月	30周年記念夏季農畜産物品評会
令和 5年 2月	30周年記念式典開催

9 店舗一覧

(令和6年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM 設置台数
本店	190-0002	立川市幸町1-14-1	042-535-1011	
地域振興部	196-0021	昭島市武蔵野2-6-12	042-542-3684	
国立支店	186-0011	国立市谷保6848	042-572-2101	2台
経済センター国立店	186-0011	国立市谷保6848	042-572-0078	
富士見台支店	186-0003	国立市富士見台1-12-8	042-572-8151	2台
国立地区農産物直売所	186-0003	国立市富士見台1-12-9	042-505-7037	
昭島支店	196-0025	昭島市朝日町5-3-1	042-541-0021	2台
経済センター昭島店	196-0034	昭島市玉川町5-16-17	042-543-7406	
みどりっ子昭島店	196-0034	昭島市玉川町5-16-17	042-543-8989	
昭島支店拝島取次店	196-0002	昭島市拝島町1-18-16	ご連絡の際は昭島支店へ	1台
幸町支店	190-0002	立川市幸町1-14-1	042-535-2211	2台
経済センター立川店	190-0002	立川市幸町1-14-1	042-536-1824	
西砂支店	190-0033	立川市一番町2-36-5	042-531-0014	1台
幸町支店立川取次店	190-0031	立川市砂川町2-44-3	ご連絡の際は幸町支店へ	1台
村山支店	208-0004	武蔵村山市本町1-2-1	042-561-1611	2台
経済センター村山店	208-0004	武蔵村山市本町1-2-1	042-564-7477	
みどりっ子村山店	208-0004	武蔵村山市本町1-2-1	042-516-1183	
東大和支店	207-0031	東大和市奈良橋4-602	042-561-4321	2台
経済センター東大和店	207-0031	東大和市奈良橋4-602	042-561-4383	
仲原支店	207-0016	東大和市仲原4-11-1	042-562-2311	1台
みどりっ子仲原店	207-0016	東大和市仲原4-11-1	042-516-9577	
経済センター	208-0004	武蔵村山市本町1-16-1	042-562-2310	
ファーマーズセンターみのーれ立川	190-0031	立川市砂川町2-1-5	042-538-7227	
みのーれ立川幸町店	190-0002	立川市幸町1-14-1	042-535-3711	

店舗外ATM設置台数 0台

10 特定信用事業代理業者の状況

(令和6年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 業務の運営の組織	85
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	84
3 事務所の名称及び所在地	87
4 特定信用事業代理業者に関する事項	87
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	20
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	11
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
① 経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	54
② 経常利益又は経常損失	54
③ 当期剰余金又は当期損失金	54
④ 出資金及び出資口数	54
⑤ 純資産額	54
⑥ 総資産額	54
⑦ 貯金等残高	54
⑧ 貸出金残高	54
⑨ 有価証券残高	54
⑩ 単体自己資本比率	54
⑪ 剰余金の配当の金額	54
⑫ 職員数	54
8 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	55・69
② 貯金に関する指標	57
③ 貸出金等に関する指標	58
④ 有価証券に関する指標	63
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	16
10 法令遵守の体制	17
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	18
V 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	28・50
14 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	60
② 危険債権	60
③ 三月以上延滞債権	60
④ 貸出条件緩和債権	60
⑤ 正常債権	60
15 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	61
16 自己資本の充実の状況	70
17 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	63
② 金銭の信託	64
③ デリバティブ取引	64
④ 金融等デリバティブ取引	64
⑤ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	64
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	61
19 貸出金償却の額	61
20 会計監査人の監査を受けている旨	53